

第61回 横浜市屋外広告物審議会

次 第

日 時 平成30年 6 月29日（金曜日） 15時から17時まで

会 場 関内中央ビル5階 特別会議室

審議事項

議案1 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

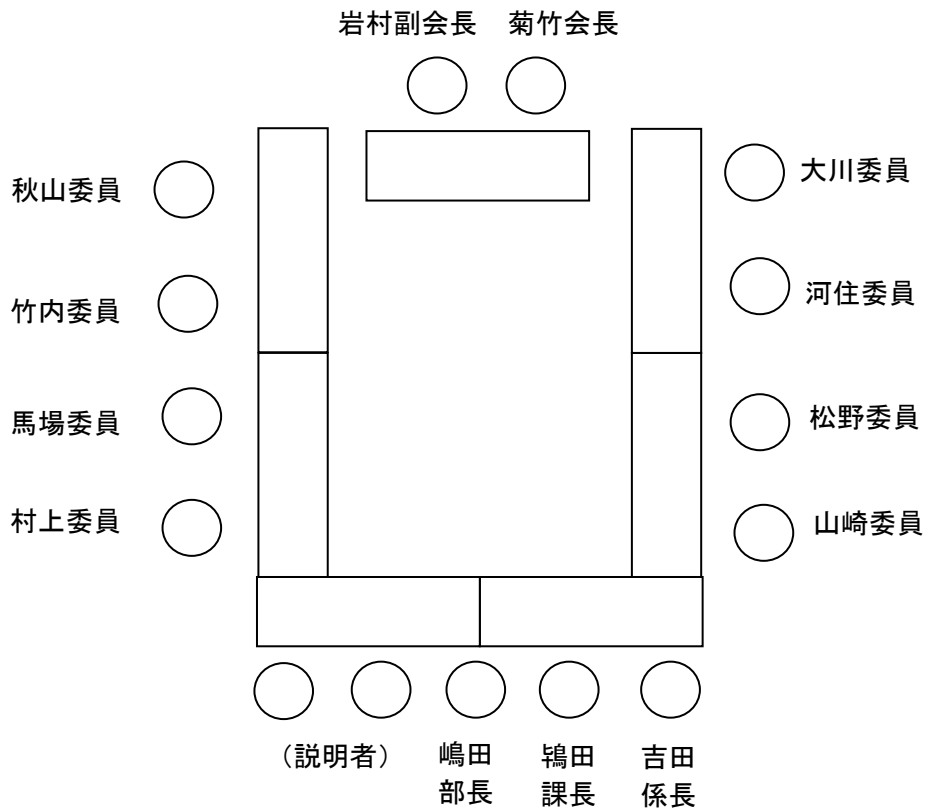
議案2 プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方
について

報告事項

- 1 (仮称)山手地区景観計画（屋外広告物の規格）について
- 2 大観覧車「コスモクロック21」夜間演出の試行について
- 3 観覧車の照明演出について
- 4 企業キャラクターを活用した遊具の新港地区内での設置について
- 5 禁止地域における展望不可案件について

【第 61 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場： 関内中央ビル 5階 特別会議室



記者席・傍聴席

受付・速記者席

(出入口)

第3 1期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成28年12月 1日から

平成30年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	菊竹 雪	首都大学東京・同大学院教授
副会長	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
委員	秋山 桂子	横浜商工会議所議員
〃	大川 一平	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	河住 志保	弁護士
〃	馬場 勝己	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 勲	クリエイティブ・ディレクター
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	山崎 洋子	作家
〃	竹内 淳	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長

議案 1 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について

(1) 夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出

1 概要

催事名：ピカチュウ大量発生チュウ！

開催日：8月10日～16日

会場：みなとみらい21地区新港地区

- (1) この催事におけるキャラクターの表示は、屋外広告物に該当するため、市条例及び規則が適用されます。平成26年から29年までの4年間にわたり、同催事のうち条例規則の基準に合致しない広告物を本審議会で審議し承認をしています。
- (2) 今回掲出する広告物の一部（バルーン型の広告板、壁面看板、アドバルーン等）が条例規則の基準を超えることから、この審議会の意見をうかがう案件となります。
- (3) 観覧車（コスモクロック 21）を用いた映像広告は、一昨年、昨年に引き続き実施されます。

2 事務局としての考え方

- (1) この催事の主催者である株式会社ポケモンと横浜市の間で、都市ブランドの向上や観光集客促進、文化芸術振興のほか、広く横浜市の行政施策の推進や地域活性化に資する取組について、相互に協力する旨の協定を平成28年度から平成32年度までの間で締結しています。今回の催事は、横浜市と株式会社ポケモンの主催事業として行い、屋外広告物の表示は「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める」に該当すると考えられます。
- (2) 今回の設置は、催事期間内に限られるとともに、個性的な空間演出を通して来街者を楽しませる景観づくりを試みていると考えられます。また、昨年のこの催事に伴う全体接触者数（集客）300万人となっている点から、まちの賑わい創出に効果をもたらした点は評価されており、一定の公益性があったと考えています。

以上の点から、条例第19条第1項「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物」であり「景観を阻害しない」と認められる許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

〈 参考条文（関係部分抜粋） 〉

○横浜市屋外広告物条例

（広告物等に係る基準等）

第 16 条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

（1）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物（以下「建築物」という。）その他の工作物の外面を利用する広告物等

（5）広告塔及び広告板

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。

（1）景観法第 8 条第 2 項第 4 号イに掲げる事項が定められた同条第 1 項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の区域 **当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項**

（許可の特例）

第 19 条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第 9 条第 2 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第 47 条第 1 項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

○横浜市屋外広告物条例施行規則

第 6 条 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1）外面を利用する広告物等に係る基準

ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積の合計は、当該外面の面積の 10 分の 3 以下とすること。

（5）広告塔及び広告板に係る基準

イ 広告塔等に係る基準

（イ）市街化調整区域並びに低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内の広告塔等にあつては、高さは 10 メートル以下、

表示面積は 25 平方メートル以下とすること。

(ウ) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の広告塔等にあつては、高さは 13 メートル以下、表示面積は 50 平方メートル以下とすること。

(エ) (イ)又は(ウ)に規定する区域又は地域以外の地域内の広告塔等にあつては、高さ 15 メートル以下、表示面積は 75 平方メートル以下とすること。

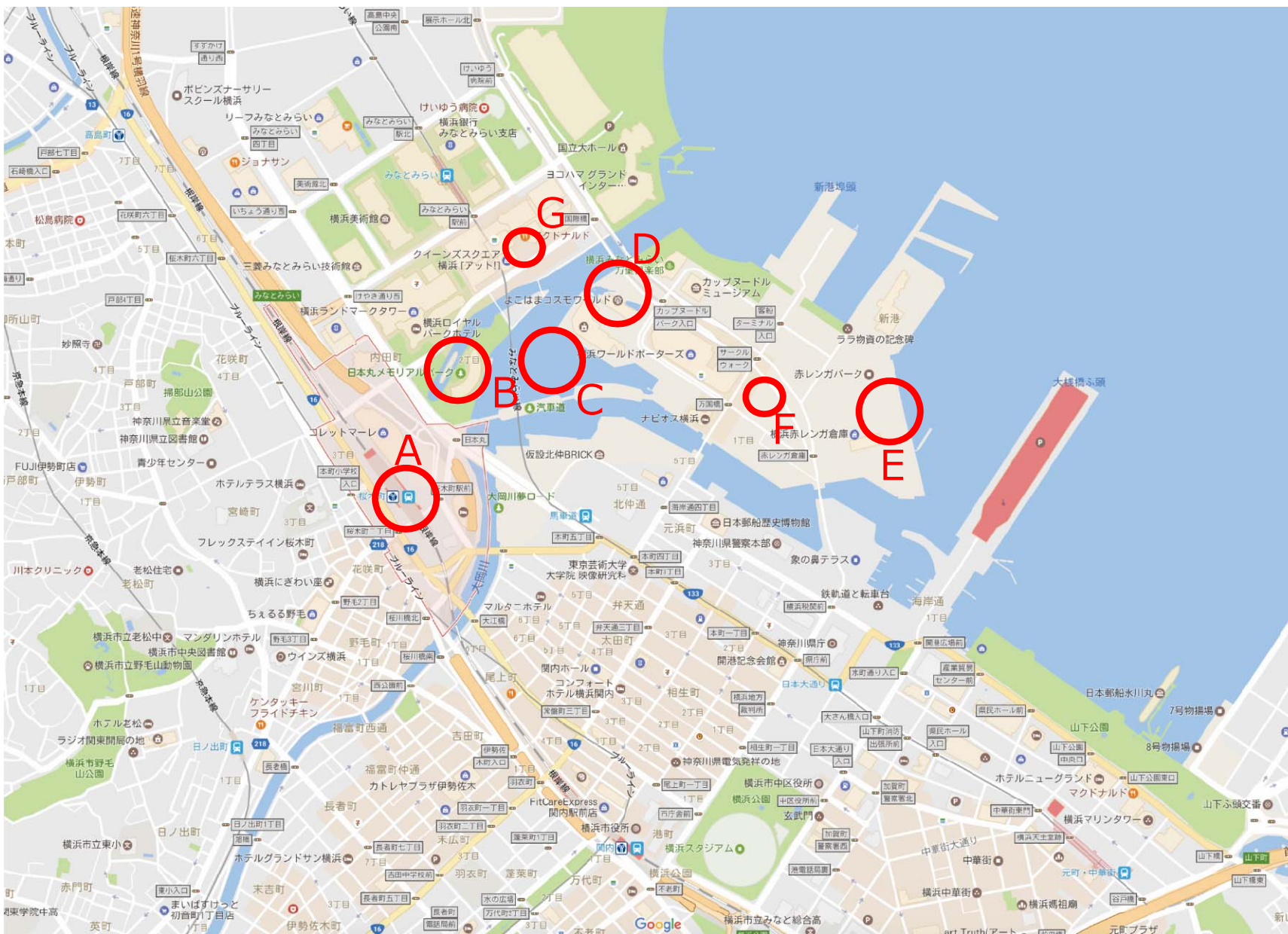
○横浜市景観計画 第3章 みなとみらい 21 新港地区における景観計画

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1 屋外広告物共通

(4) 表示面積の合計が 10 m²以内の自己用広告物を含む、全てのアドバルーンは利用することができない。

No	審議会		対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間 (搬入・撤去含む)		基数	大きさ	用途地域	広告物上の種別	屋外広告	図面集 ページ	
	新規	対象/非対象					申請の有無								
							日程	日数	基	m					
A	1				桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H2	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	4
	2		○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーンふわふわ H6.5	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	158	商業	広告板	必要	5
	3		○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	駅舎入口屋外ガラス面	ラッピング	2018.7.7~2018.8.16	41日	1	12	商業	壁面看板	必要	6
	4				桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H1.0	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	7
B	1	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	半透明ディスプレイボックス	2018.8.4~2018.8.17	14日	8	24	商業			9
	2	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	来場者ゲート	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	9.6	商業	広告板	必要	10
	3	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	チャンネル文字	2018.8.9~2018.8.16	8日	7	28	商業			11
	4	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	サイン看板	2018.8.10~2018.8.16	7日	50	20	商業			12
	5	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	照明器具 (ルミアア-)	2018.8.10~2018.8.16	7日	3	0.12	商業			13
	6	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	映像三角鏡	2018.8.8~2018.8.16	9日	2	8.28	商業			14
	7	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	映像スクリーン	2018.8.8~2018.8.16	9日	2	57.6	商業			15
C	1	●			みなとみらい内港	内港海上	LED台船	2018.8.10~2018.8.16	7日	1	665	商業			20
	2	●			みなとみらい内港	内港海上・日本丸メモリアルパーク	スカイダック/車体広告	2018.8.10~2018.8.16	7日	3	197.4	商業			21
D	1				よこはまコスモワールド	園内	観覧車LED	2018.8.10~2018.8.16	7日	1		商業			23・24
E	1		○	規格外	横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーンふわふわ H9	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	276	商業	広告板	必要	26
	2	●		規格外	横浜赤レンガ倉庫	広場B	インスタレーション (回転木馬)	2018.8.7~2018.8.17	11日	1	36	商業	広告板	必要	27
F	1	●	○	規格外	新港中央広場	新港中央広場	テント装飾	2018.8.8~2018.8.16	9日	1	80	商業	壁面看板	必要	29
	2	●	○	規格外	新港中央広場	新港中央広場	バルーン	2018.8.8~2018.8.16	9日	1	28.3	商業	アドバルーン	必要	30
G	1				クイーンズパーク	イベントスペース	バルーン H2	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	32
	2		○	規格外	クイーンズパーク	広場B	バルーンふわふわ H9	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	276	商業	広告板	必要	33



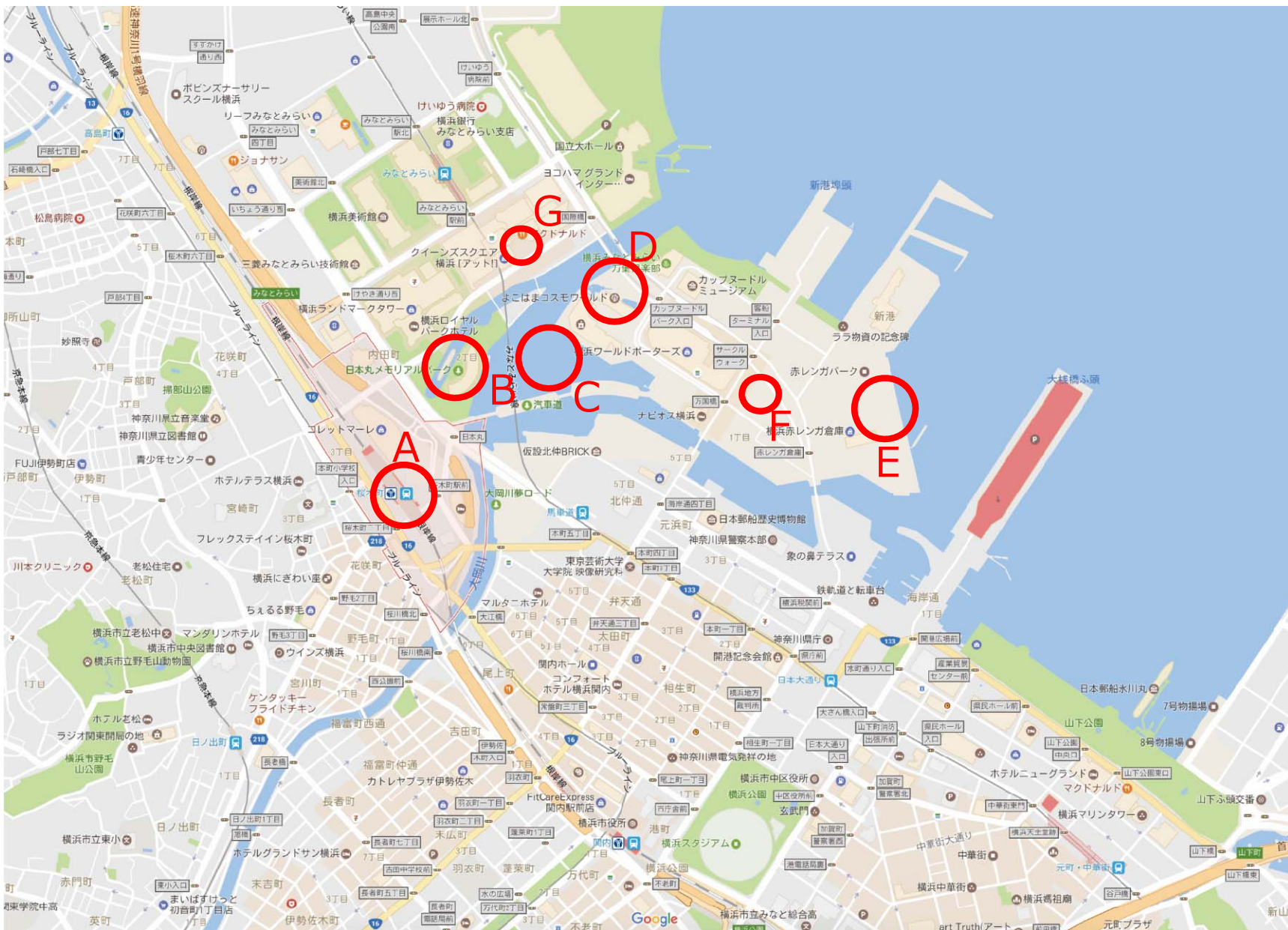
「申請用図面集」から地図のみ取り出したものです。

ピカチュウ大量発生チュウ！
「SCIENCE IS AMAZING かがくのちからってすげー！」

申請用函面集

2018.06 最終

株式会社ポケモン

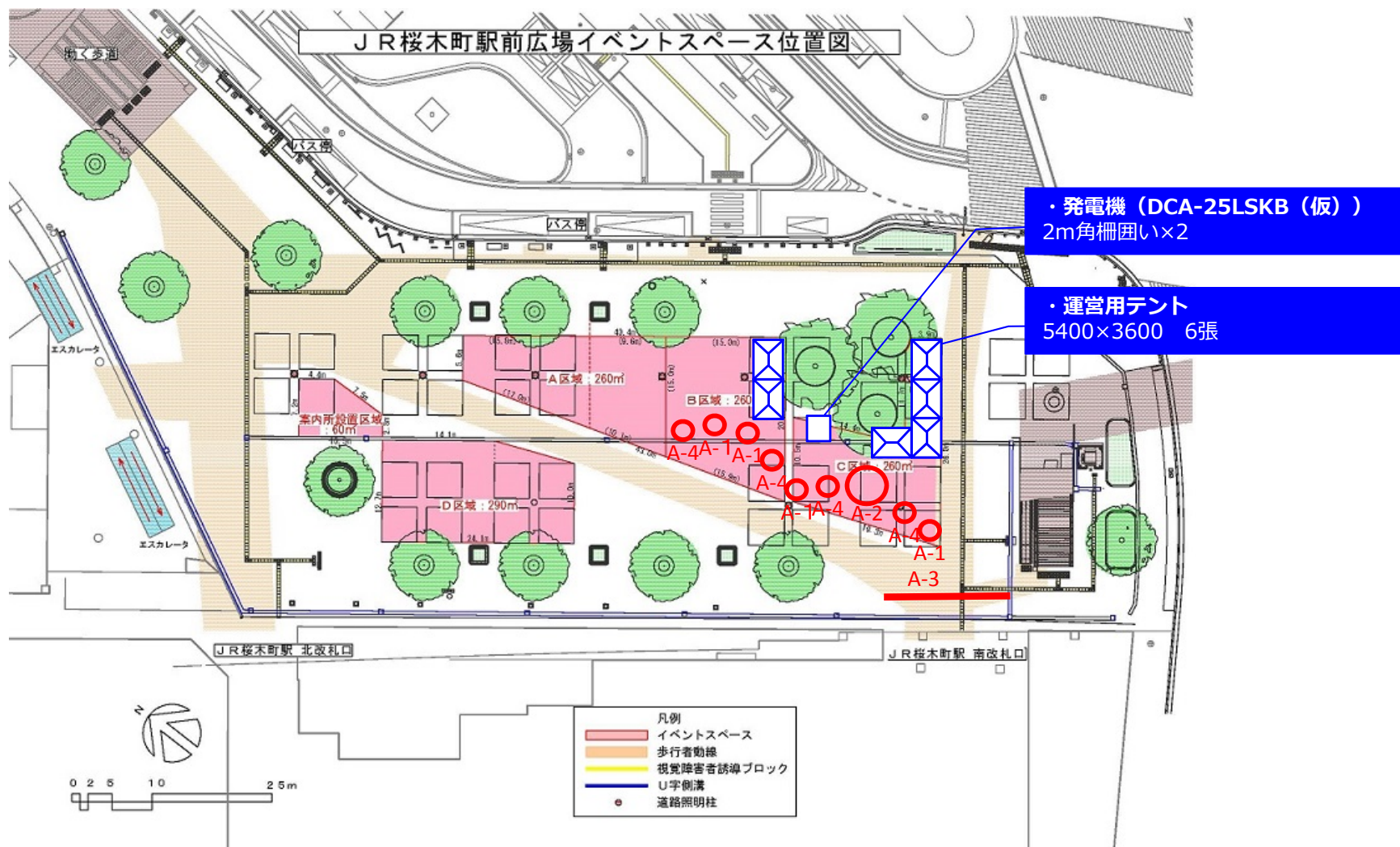


全体配置（一覧表）

	No	審議会		対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間（搬入・撤去含む）		基数	大きさ	用途地域	広告物上の種別	屋外広告 申請の有無	図面集 ページ
		新規	対象/非対象					日程	日数						
A	1				桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H2	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	4
	2		○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーンふわふわ H6.5	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	158	商業	広告板	必要	5
	3		○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	駅舎入口屋外ガラス面	ラッピング	2018.7.7~2018.8.16	41日	1	12	商業	壁面看板	必要	6
	4				桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H1.0	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	7
B	1	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	半透明ディスプレイボックス	2018.8.4~2018.8.17	14日	8	24	商業			9
	2	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	来場者ゲート	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	9.6	商業	広告板	必要	10
	3	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	チャンネル文字	2018.8.9~2018.8.16	8日	7	28	商業	壁面看板	必要	11
	4	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	サイン看板	2018.8.10~2018.8.16	7日	50	20	商業			12
	5	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	照明器具（ルミアア）	2018.8.10~2018.8.16	7日	3	0.12	商業			13
	6	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	映像三角鏡	2018.8.8~2018.8.16	9日	2	8.28	商業	広告板	必要	14
	7	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	映像スクリーン	2018.8.8~2018.8.16	9日	2	57.6	商業	広告板	必要	15
C	1	●			みなとみらい内港	内港海上	LED台船	2018.8.10~2018.8.16	7日	1	665	商業			20
	2	●			みなとみらい内港	内港海上・日本丸メモリアルパーク	スカイダック/車体広告	2018.8.10~2018.8.16	7日	3	197.4	商業			21
D	1				よこはまコスモワールド	園内	観覧車LED	2018.8.10~2018.8.16	7日	1		商業			23・24
E	1		○	規格外	横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーンふわふわ H9	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	276	商業	広告板	必要	26
	2	●	○	規格外	横浜赤レンガ倉庫	広場B	インスタレーション（回転木馬）	2018.8.7~2018.8.17	11日	1	36	商業	広告板	必要	27
F	1	●			新港中央広場	新港中央広場	テント装飾	2018.8.8~2018.8.16	9日	1	80	商業	壁面看板	必要	29
	2	●	○	規格外	新港中央広場	新港中央広場	バルーン	2018.8.8~2018.8.16	9日	1	28.3	商業	アド/ルーン	必要	30
G	1				クイーンズパーク	イベントスペース	バルーン H2	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	32
	2		○	規格外	クイーンズパーク	広場B	バルーンふわふわ H9	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	276	商業	広告板	必要	33

No	審議会		対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間（搬入・撤去含む）		基数	大きさ	用途地域	広告物上の種別	屋外広告 申請の有無	図面集 ページ
	新規	対象/非対象					日程	日数						
A	1			桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H2	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	4
	2	○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーンふわふわ H6.5	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	158	商業	広告板	必要	5
	3	○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	駅舎入口屋外ガラス面	ラッピング	2018.7.7~2018.8.16	41日	1	12	商業	壁面看板	必要	6
	4			桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H1.0	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	7

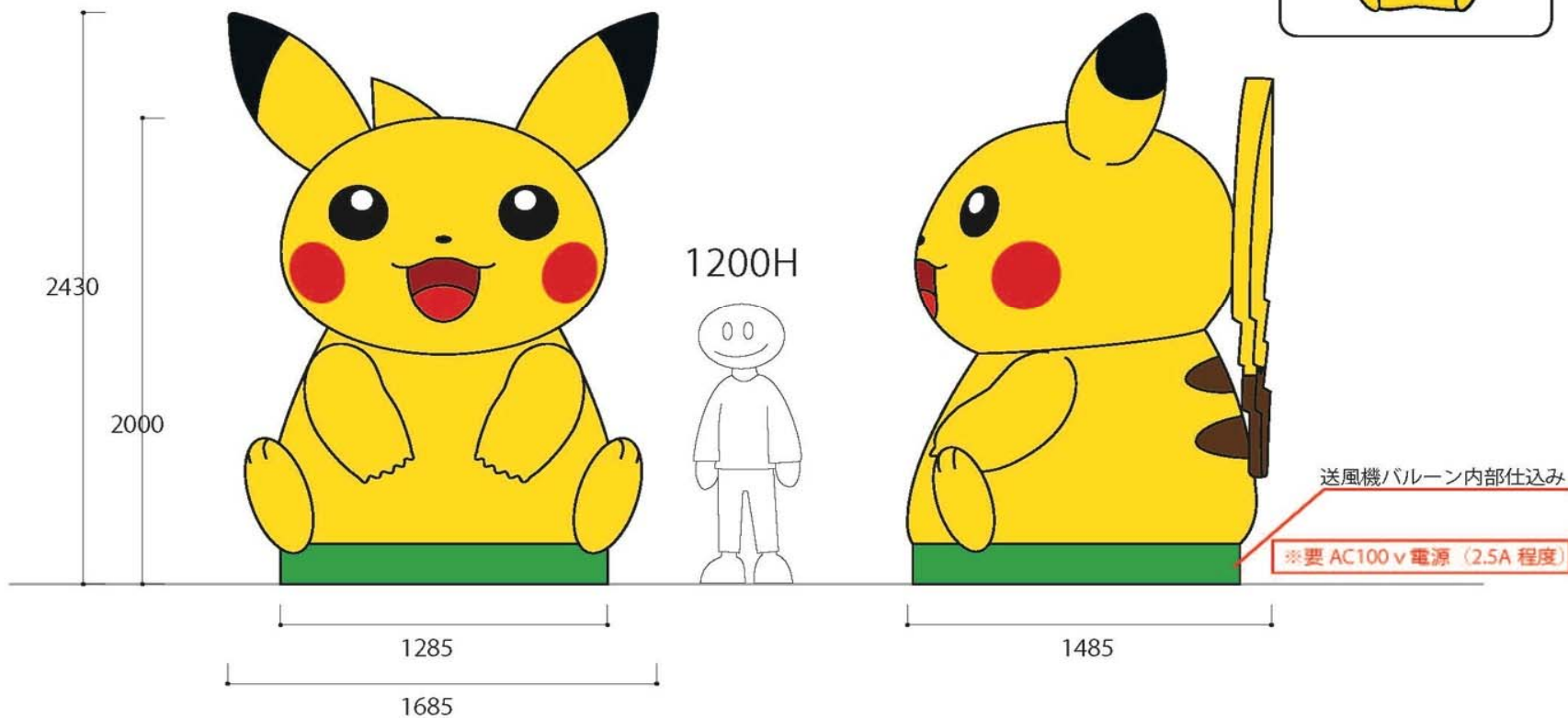
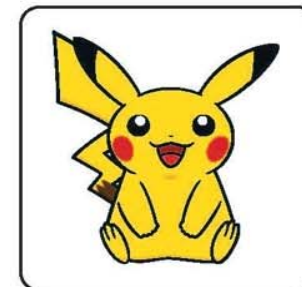
借用は、B&C区域のみ



○表面積
円柱表面積=12.89㎡
※直径×3.14×高さ

○重量
70kg +ウエイト60kg=130kg

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



Title	ピカチュウバルーン H2000 /ポケモン様	Date	
Type	提案イメージ	Size	
		Scale	

A-1
バルーン
H
2.43
×
4

○表面積

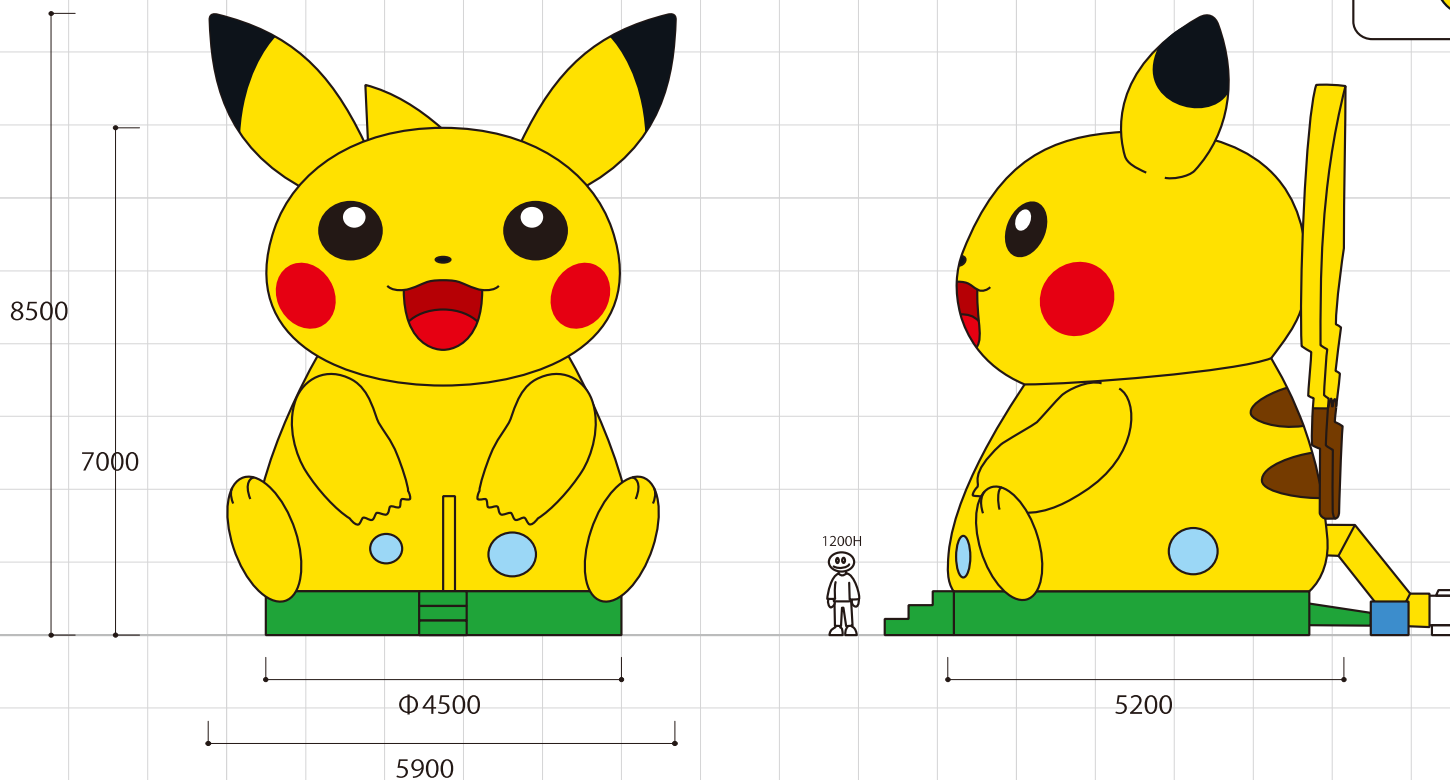
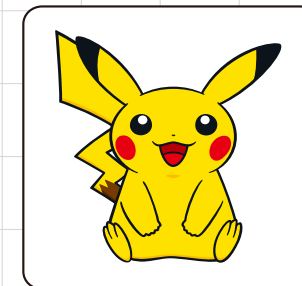
円柱表面積 = 157.5㎡
※直径 × 3.14 × 高さ

○重量

270kg + ウェイト80kg = 350kg

○黄色部分のマンセル値

【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



Title	ピカチュウフワフワφ4500 (バルーン) / ポケモン様	Date	2014/4/30 ▶ 2014/5/8 ▶
Type	提案イメージ	Size	W:5900mm D:5200mm H:8500mm
		Scale	

A-2
バルーン
H
8.5
×
1

特例許可対象

- Ⓐ …… 1.07 m²
- Ⓑ …… 1.75 m²
- Ⓒ …… 2.38 m²
- Ⓓ …… 2.96 m²
- Ⓔ …… 2.96 m²
- Ⓕ …… 2.38 m²
- Ⓖ …… 1.75 m²
- Ⓗ …… 1.07 m²

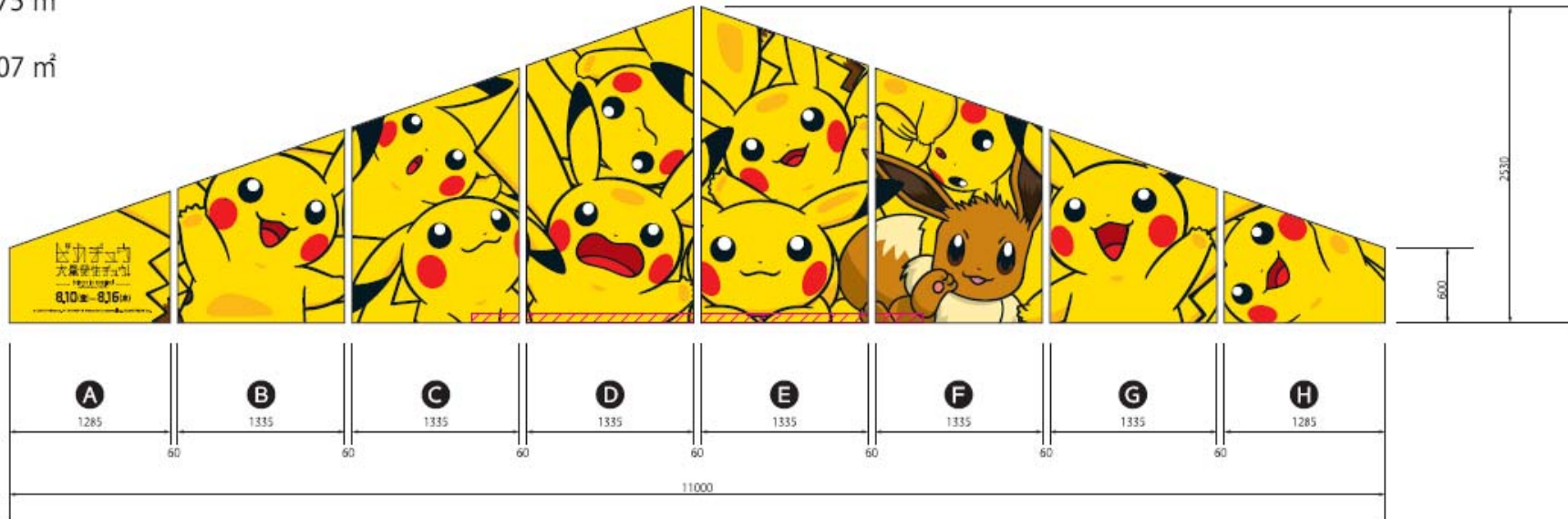
○ラッピング部分面積
12.3m²

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0

Ⓐ～Ⓗ計……16.32 m²



イメージ



支障箇所

① 駅舎表面積に対する全てのサインの掲出面積(%)

既存屋外広告物(37.4m²) + ITS'DEMOガラス面(4.0m²)
+ 桜木町駅舎屋外ガラス面(12.3m²) + CIAL桜木町ガラス面(1.6m²) = 55.3m²
屋外広告物総面積(55.3m²) ÷ 外壁総面積(1365m²) = 0.0405128...

4.1%

② 駅舎屋外ガラス面に対する今回のサインの掲出面積(%)

桜木町駅舎屋外ガラス面ラッピング=12.3m²
12.3m² ÷ 既存屋外広告物(16.94m²) = 0.7260...

72.6%

■ピカチュウバルーン（高さ1m）仕様図

○表面積

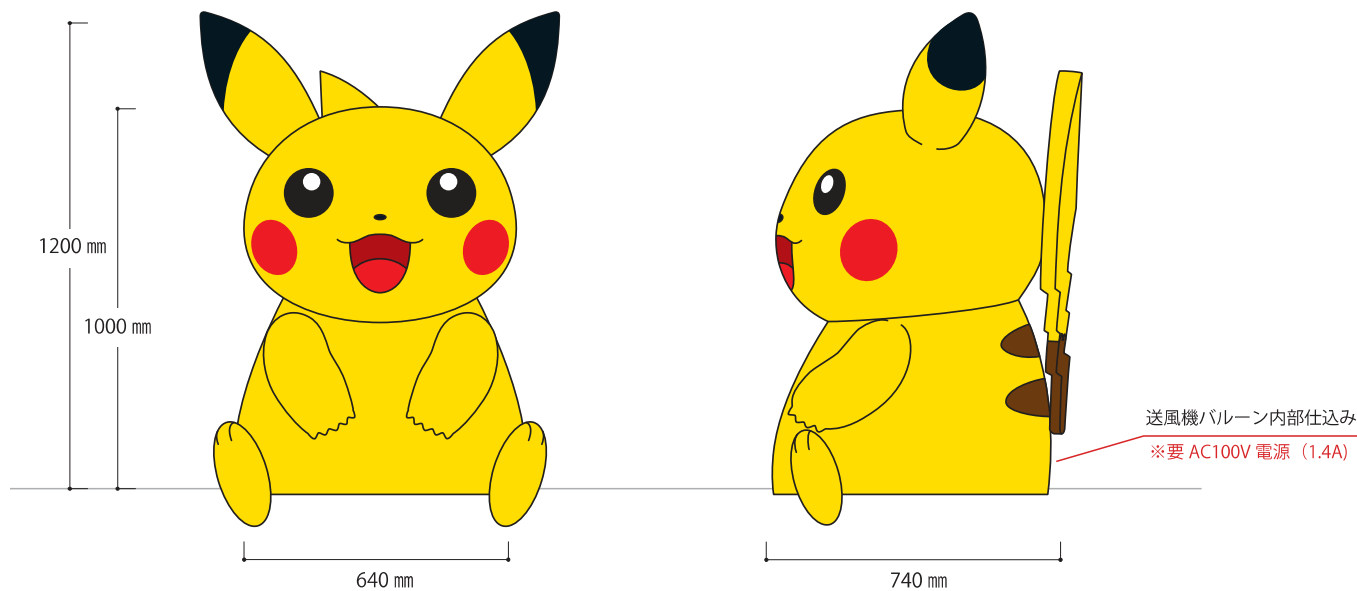
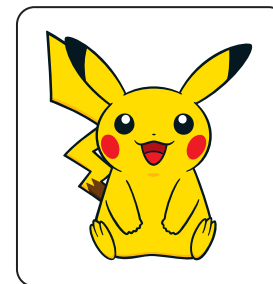
円柱表面積=2.4㎡
※直径×3.14×高さ

○重量

15kg + ウェイト20kg=35kg

○黄色部分のマンセル値

【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



Title	ピカチュウバルーン H1000 mm	Date	▶ ▶ ▶
Type	Size	Scale	

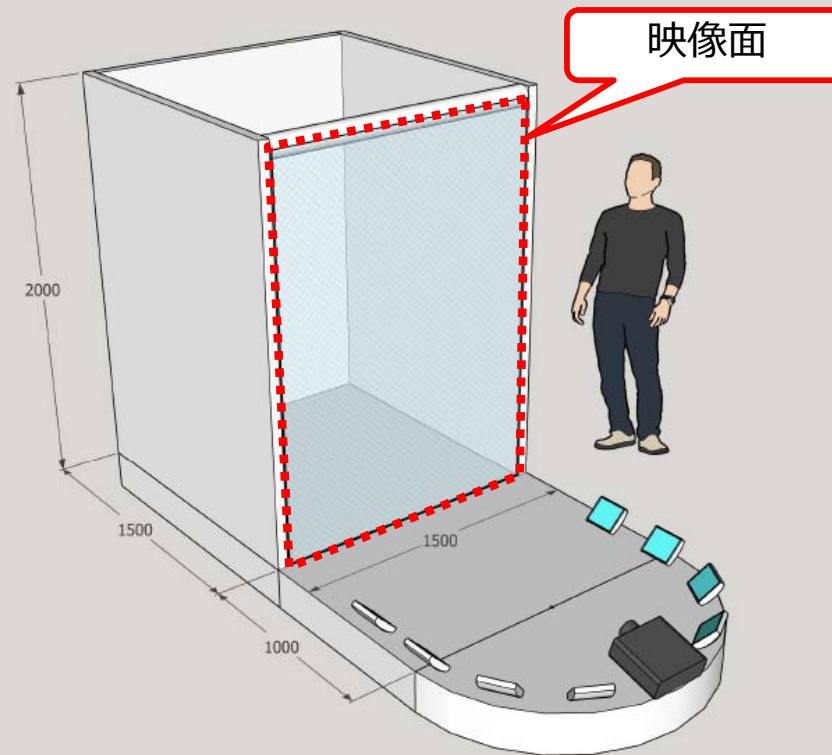
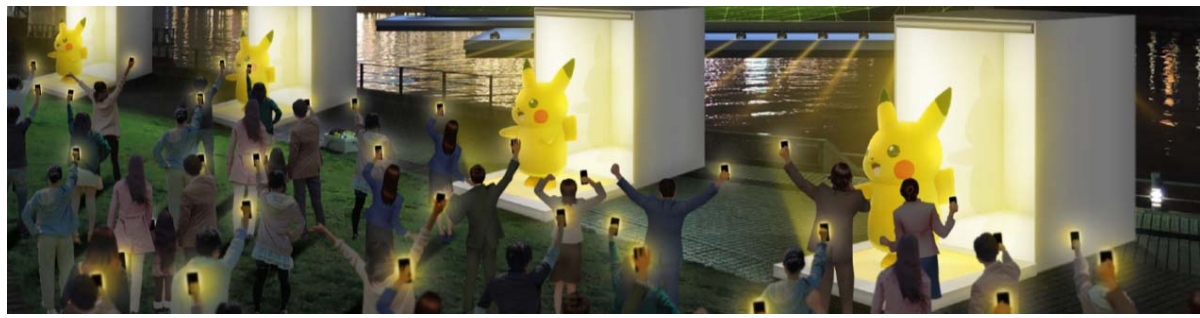
B 日本丸メモリアルパーク

No	審議会 新規	対象/非対象	対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間 (搬入・撤去含む)		基数	大きさ ㎡	用途地域	広告物上の種別	屋外広告 申請の有無	図面集 ページ
							日程	日数						
1	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	半透明ディスプレイボックス	2018.8.4~2018.8.17	14日	8	24	商業			9
2	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	来場者ゲート	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	9.6	商業	広告板	必要	10
3	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	チャンネル文字	2018.8.9~2018.8.16	8日	7	28	商業	壁面看板	必要	11
4	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	サイン看板	2018.8.10~2018.8.16	7日	50	20	商業			12
5	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	照明器具 (ルミエアー)	2018.8.10~2018.8.16	7日	3	0.12	商業			13
6	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	映像三角鏡	2018.8.8~2018.8.16	9日	2	8.28	商業	広告板	必要	14
7	●			日本丸	日本丸メモリアルパーク	映像スクリーン	2018.8.8~2018.8.16	9日	2	57.6	商業	広告板	必要	15



○広告表示面積
=24㎡(8台合計)

○マンセル値
映像のため、RGBフルカラー

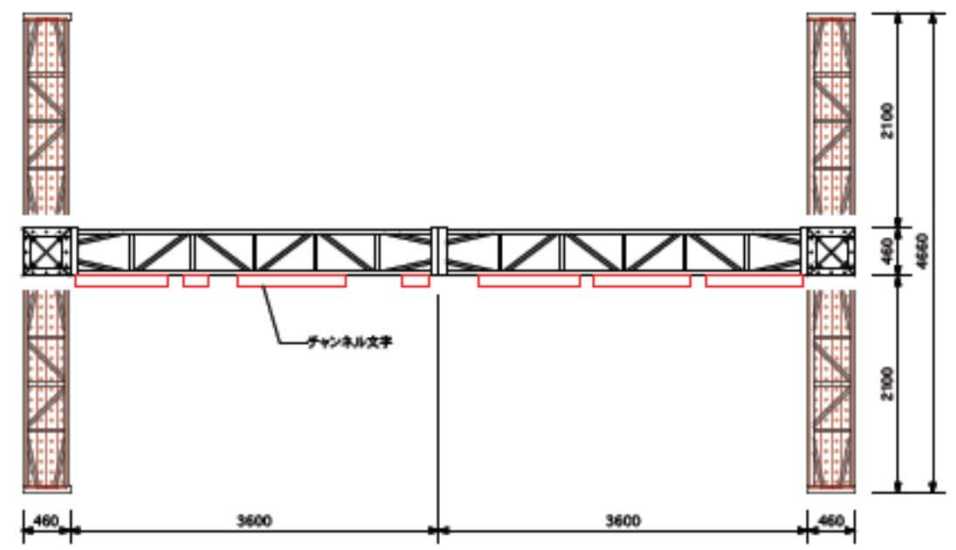


Box / ハーフスクリーンorスクリーン (手動スイッチで開閉、パネ式?) / プロジェクタ
カラープラスト / バッテリ / DMX再生機 / 映像再生機 / 無線受信機

機材は前方ステージの床下に全て収納 (ボックス側には何も入れない)

※照明で様々な色で光ります。

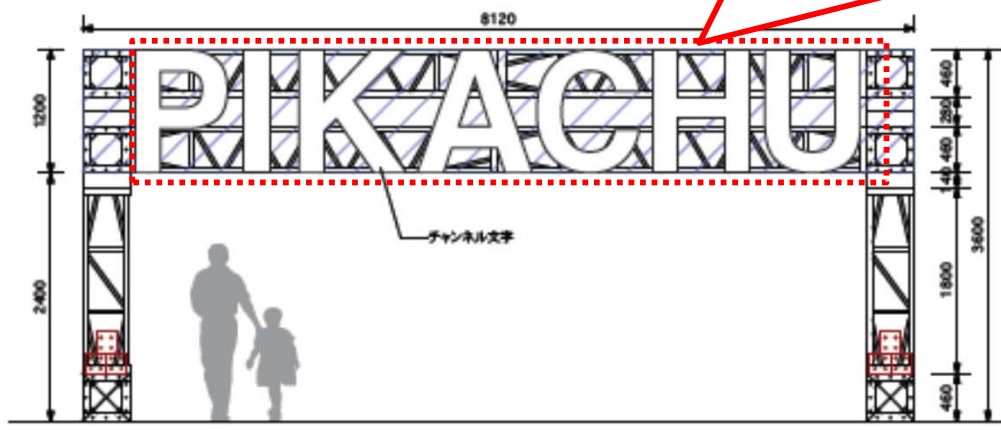
平面図 S=1/60



○広告表示面積
=9.6㎡

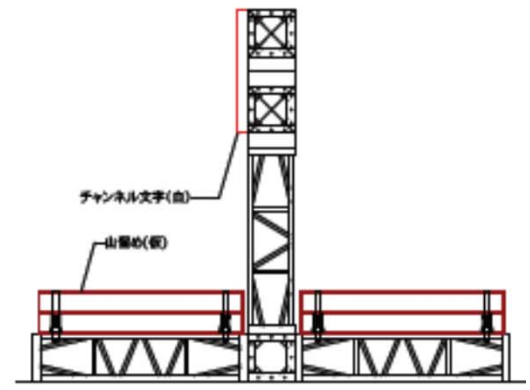
○マンセル値
【CMYK】C:0 M:0 Y:0 K:0
※文字色 = 白
※但し、照明点灯時フルカラー

立面図 S=1/60



イベント名称表示 (広告表示) 面積

側面図 S=1/60



※文字は「P」「I」「K」「A」「C」「H」「U」の7文字 (白色)
※夜は照明をあて、様々な色で光る
※画像はイメージです。

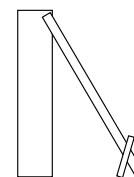
○広告表示面積
=28㎡(7文字合計)

○マンセル値
【CMYK】C:0 M:0 Y:0 K:0

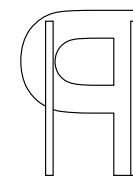
※文字色 = 白
※但し、照明点灯時フルカラー



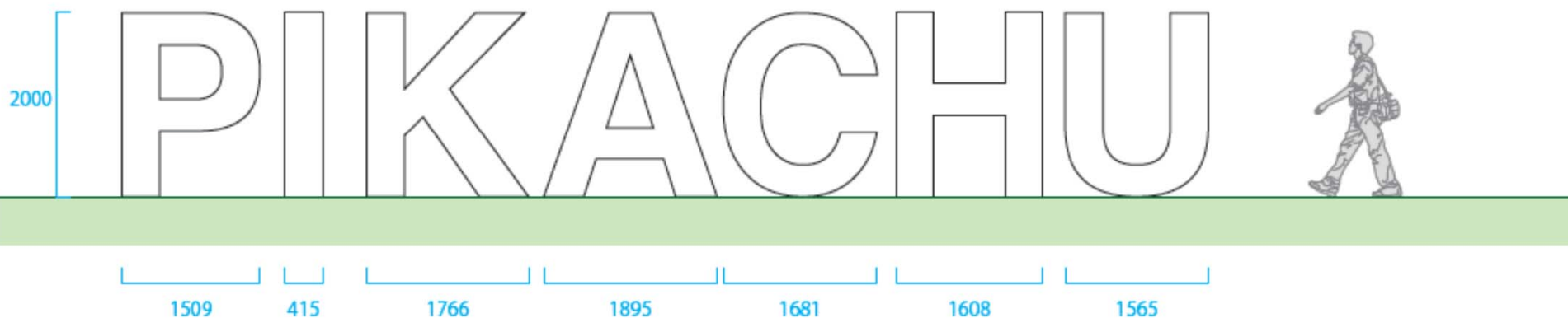
正面図



側面図



背面図



※文字は「P」「I」「K」「A」「C」「H」「U」の7文字(白色)
※夜は照明をあて、様々な色で光る
※画像はイメージです。

○広告表示面積
=20㎡
※50想定

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



B2サイズ:515×728=0.4㎡



B2サイズ:515×728=0.4㎡



B2サイズ:515×728=0.4㎡

等

○広告表示面積
=0.12㎡

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



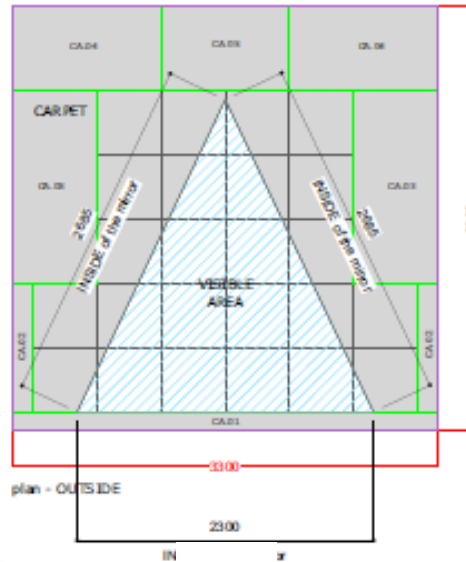
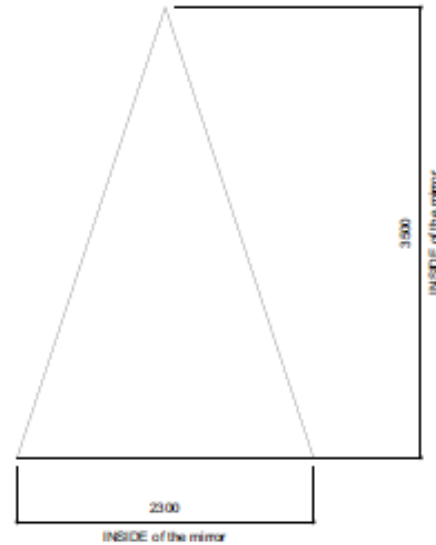
○広告表示面積
=8.28㎡

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



全体イメージ

屋外小



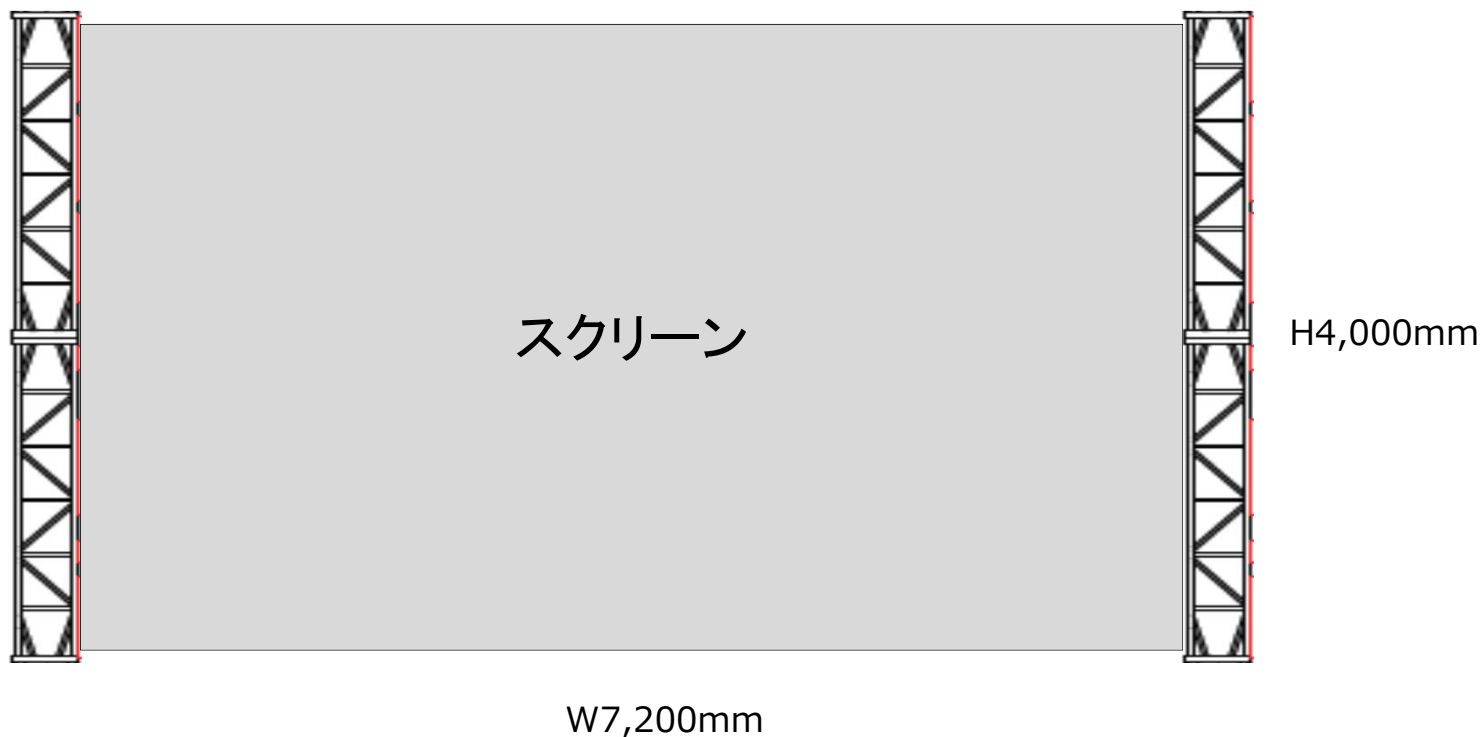
足元の三角部分はディスプレイ、正面の2面は鏡になっており、中がくりぬかれた形状になっています。

※演出にあわせて、ピカチュウなど
ポケモンの映像が映る予定です。
※屋外に設置いたします。
※画像はイメージです。

○広告表示面積
=57.6㎡(2台合計)

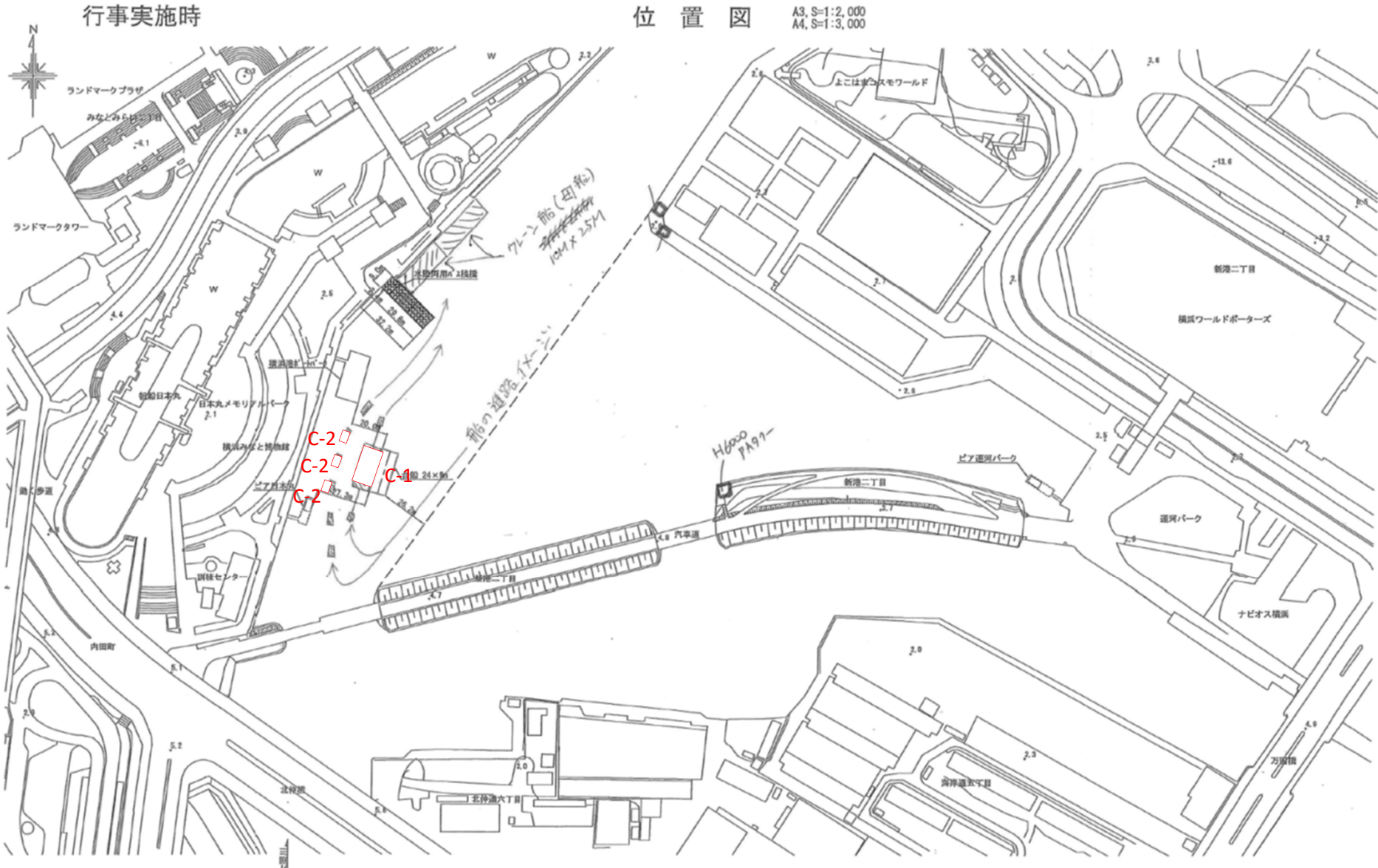
○マンセル値
【CMYK】C:0 M:0 Y:0 K:0

※但し、映像投影時はフルカラー

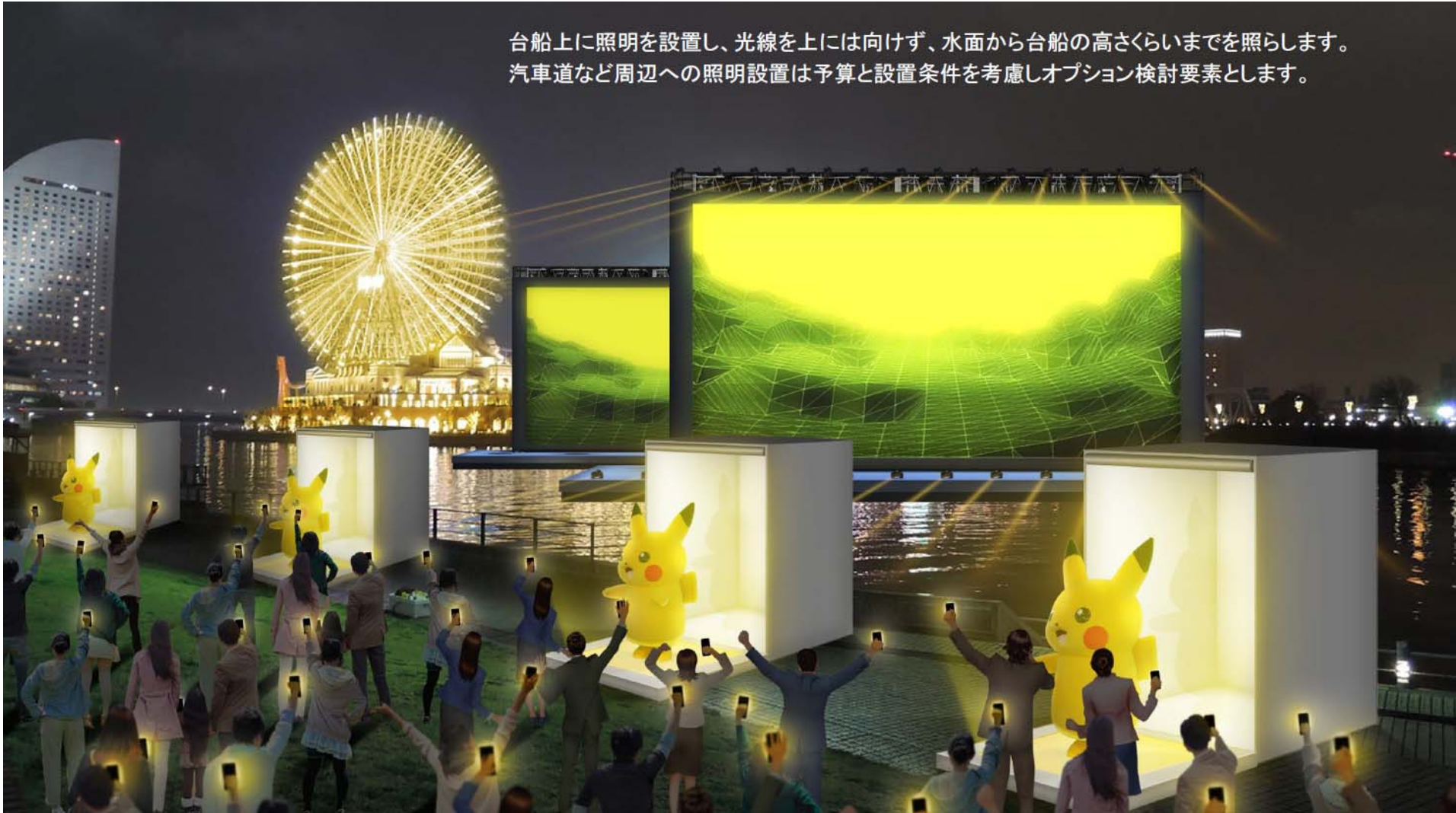


※演出にあわせて、ピカチュウなど
ポケモンの映像が映る予定です。
※屋外に設置いたします。
※画像はイメージです。

No	審議会 新規	対象理由 対象/非対象	場所	詳細場所	仕様	設置期間 (搬入・撤去含む)		基数	大きさ ㎡	用途地域	広告物の種別	屋外広告 申請の有無	図面集 ページ
						日程	日数						
1	●		みなとみらい内港	内港海上	LED台船	2018.8.10~2018.8.16	7日	1	665	商業			20
2	●		みなとみらい内港	内港海上・日本丸メモリアルパーク	スカイツ付/単体広告	2018.8.10~2018.8.16	7日	3	197.4	商業			21



台船上に照明を設置し、光線を上には向けず、水面から台船の高さくらいまでを照らします。
汽公道など周辺への照明設置は予算と設置条件を考慮しオプション検討要素とします。



※イベントのイメージ画像です。

Sense of Wonder

探究心、想像力 (トランジション)

ポケモンは昆虫採集における探究心から、生き物の生態を知り、行動を知り、世界を知る。

そして知った時には、次の未知なるモノへの想像力が広がっていく。この想像力をWOWが独自に持つ様々な3Dアニメーションによって表現していき、ポケモンとWOWの共同作品性を強める。

Pokemon
Summer Event
©2018 WOW Inc.
All Rights Reserved.

07

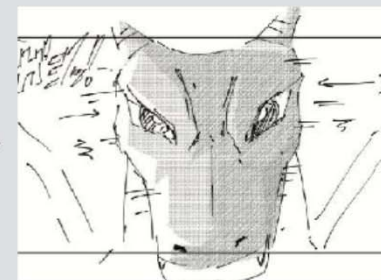
フシギダネから



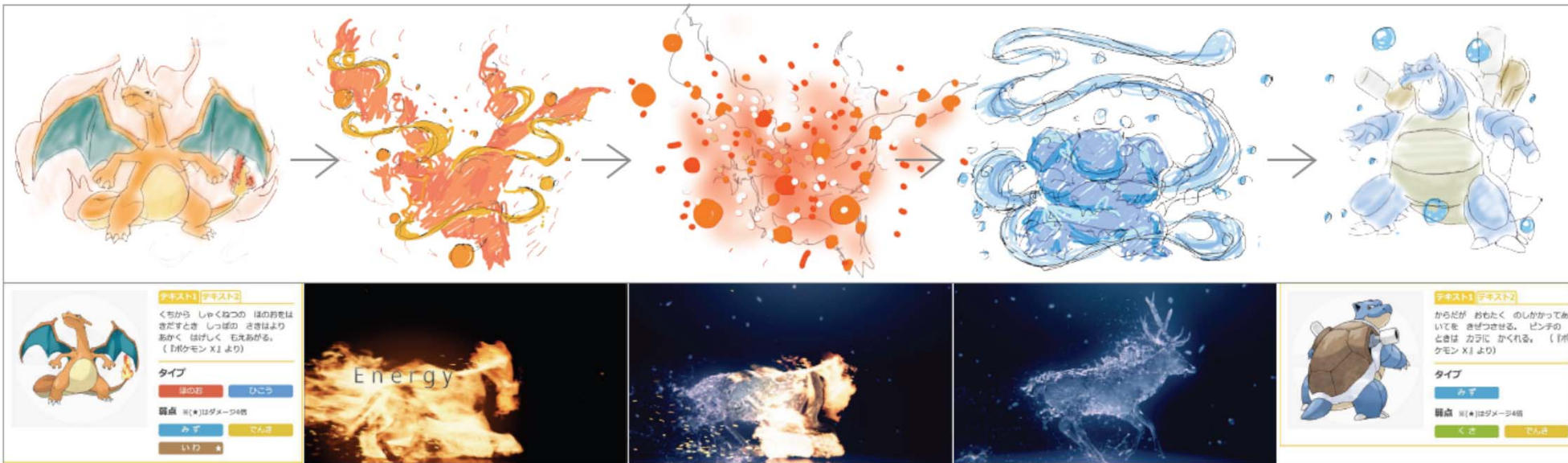
Sense of Wonder トランジション



リザードンへ



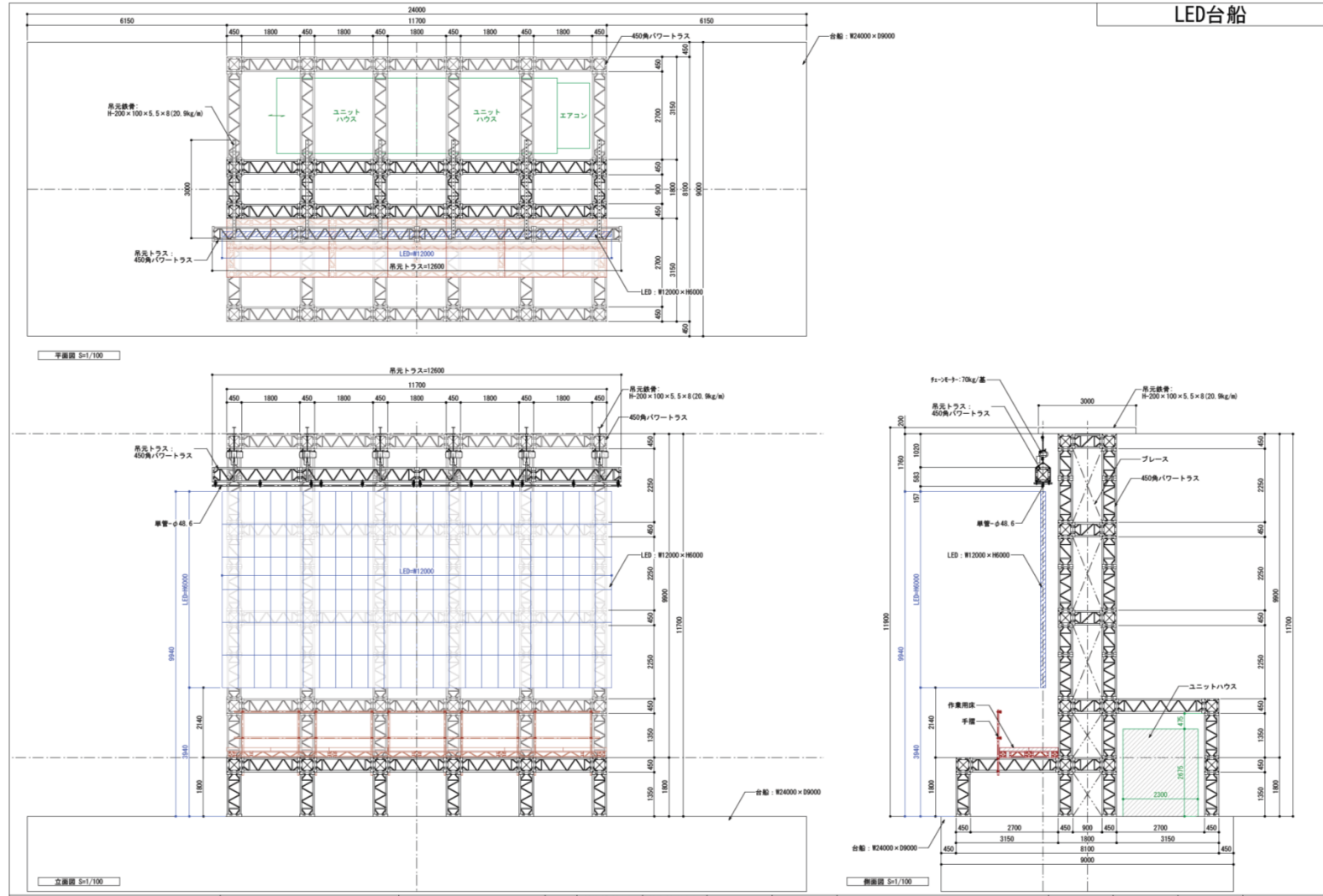
※イベントのイメージ画像です。



※イベントのイメージ画像です。

○広告表示面積
=665m²

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



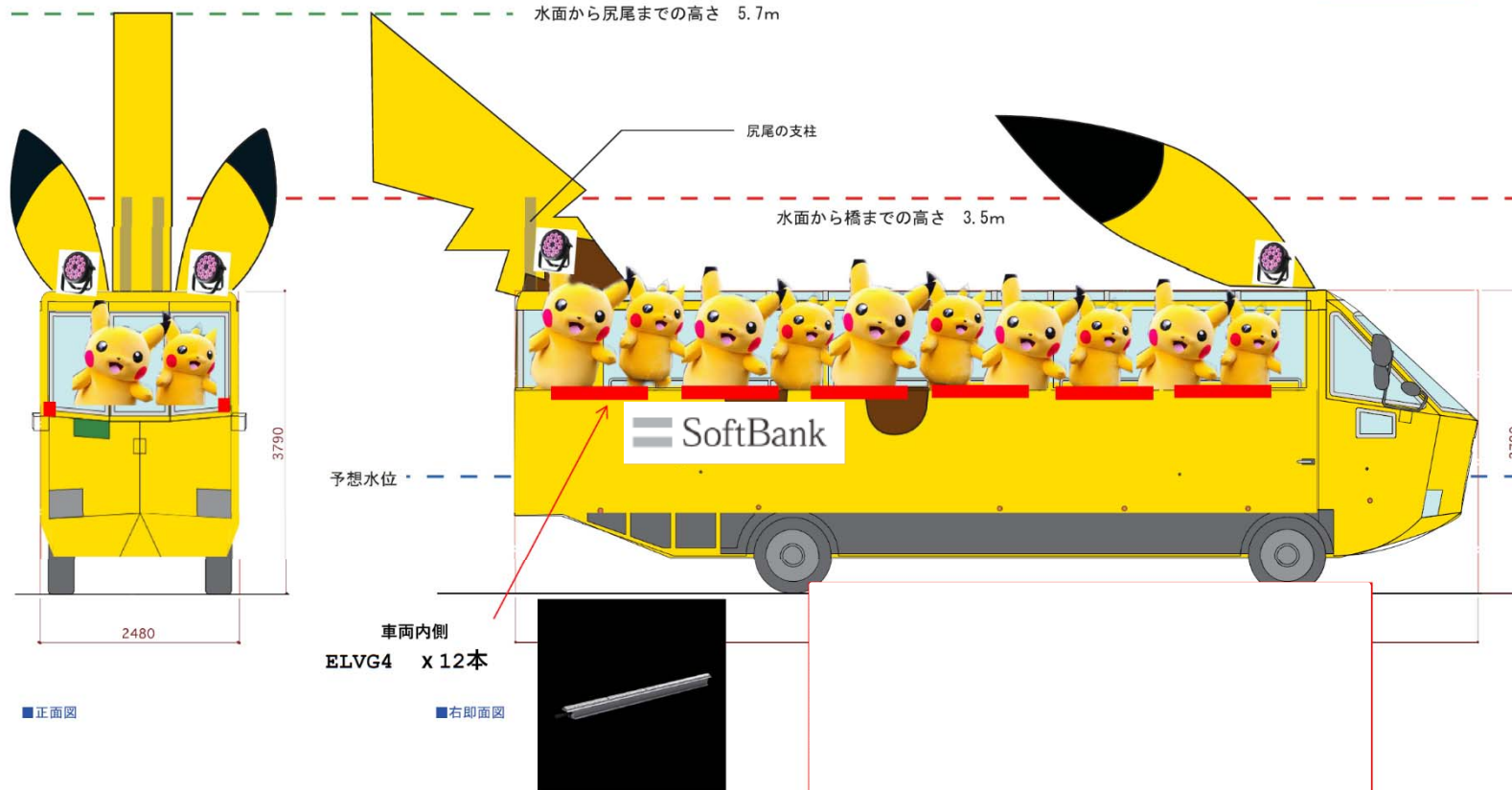
台船はTY12
(24m×9m)です。



※演出にあわせて、ピカチュウなど
ポケモンの映像が映る予定です。

○広告表示面積
= 197.4m²

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0

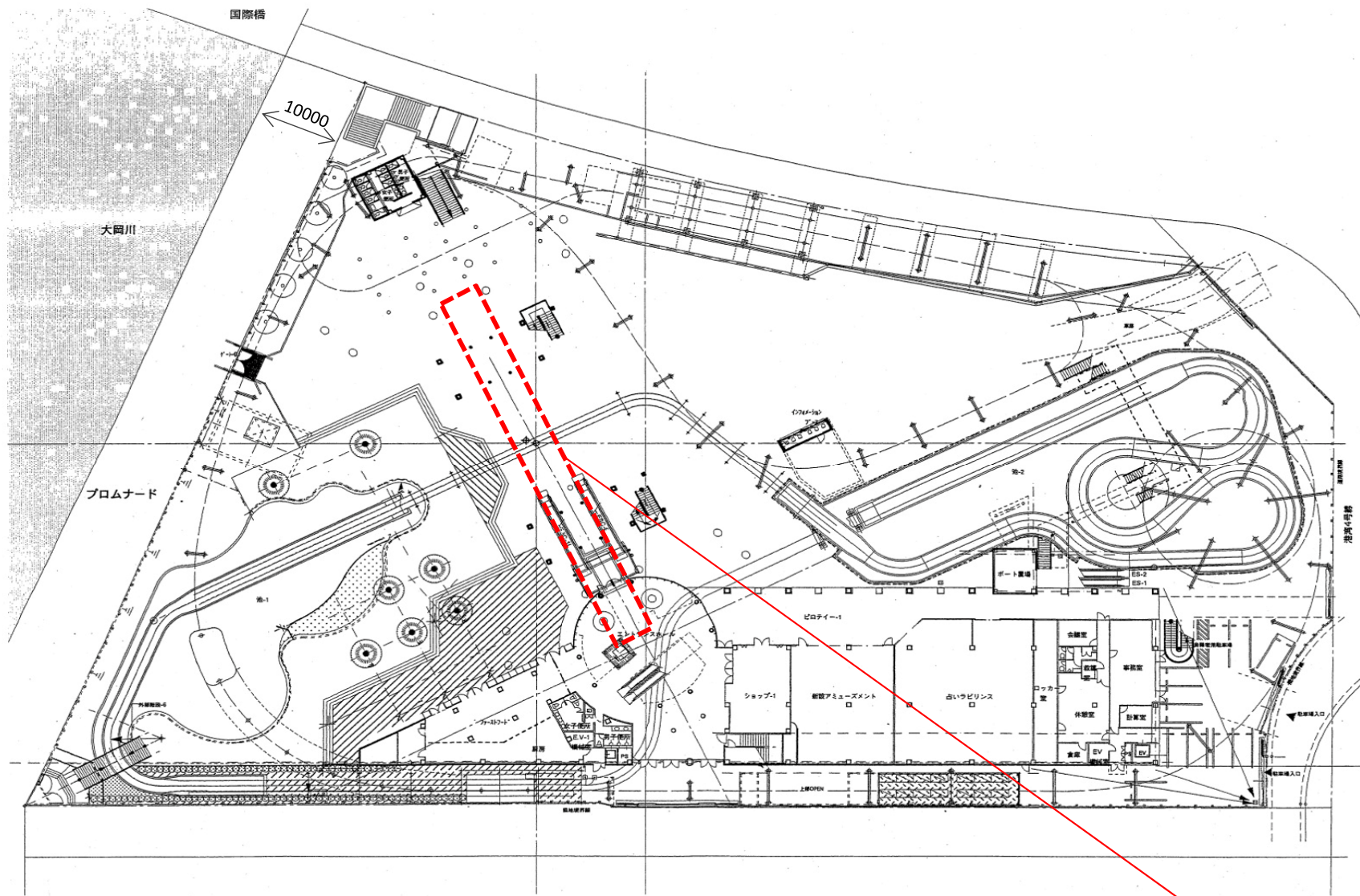


Title	スカイダック ピカチュウ装飾	Date	2018/5/24
Type	A案	Scale	1/50 (A3)



※照明設備あり、照明点灯時フルカラー

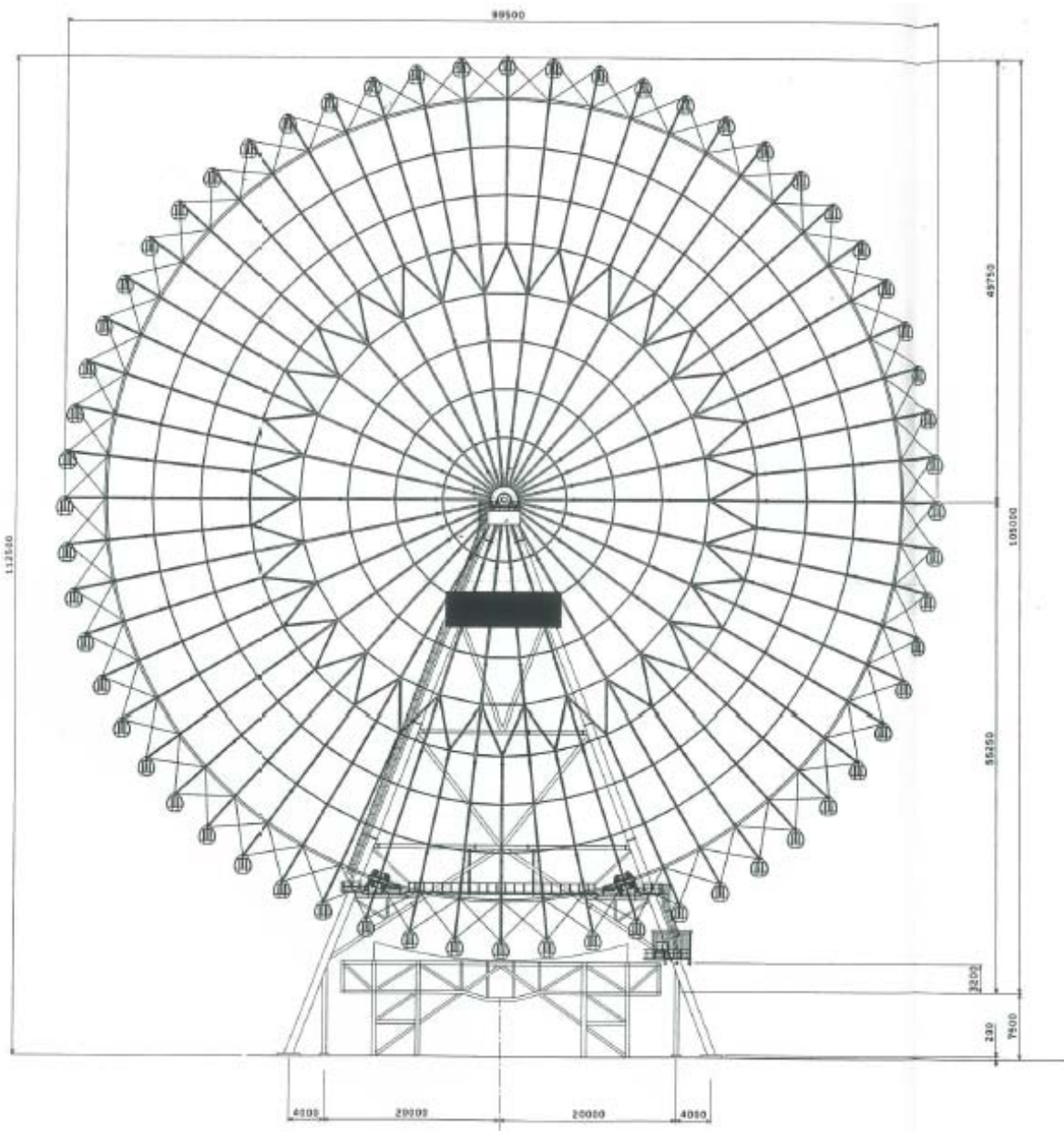
No	新規	審議会 対象/非対象	対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間 (搬入・撤去含む)		基数	大きさ ㎡	用途地域	広告物上の種別	屋外広告 申請の有無	図面集 ページ
							日程	日数						
D	1			よこはまコスモワールド	園内	観覧車LED	2018.8.10~2018.8.16	7日	1		商業			23・24



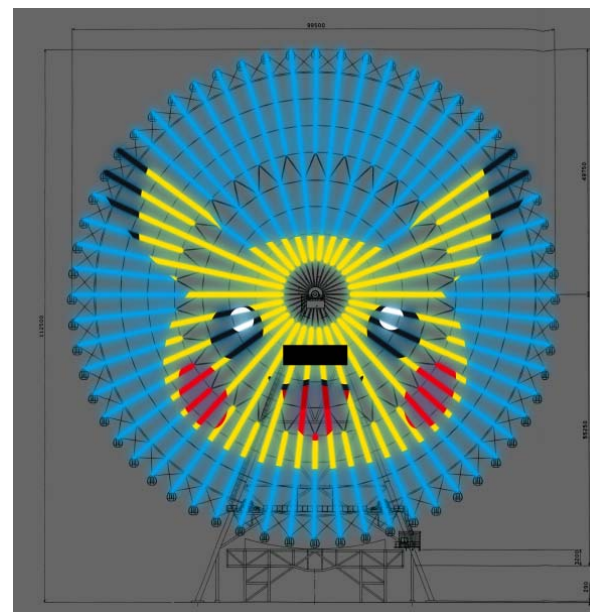
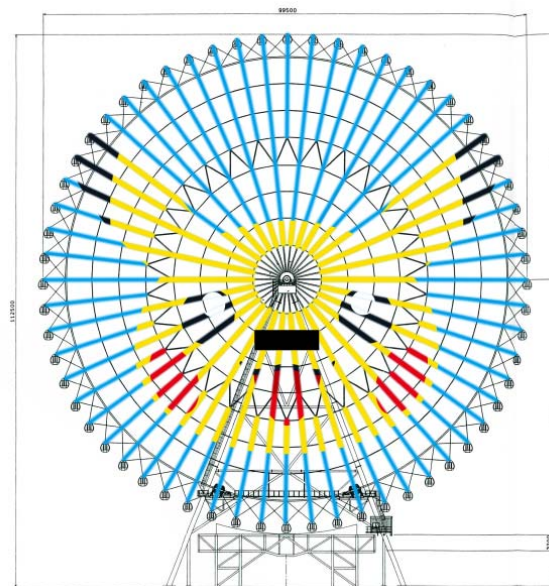
D-1 (観覧車)

○全体立面図（観覧車全体）

LED設置部立面表面積(7771.69㎡)÷観覧車立面表面積(11193.75㎡)=69.4%

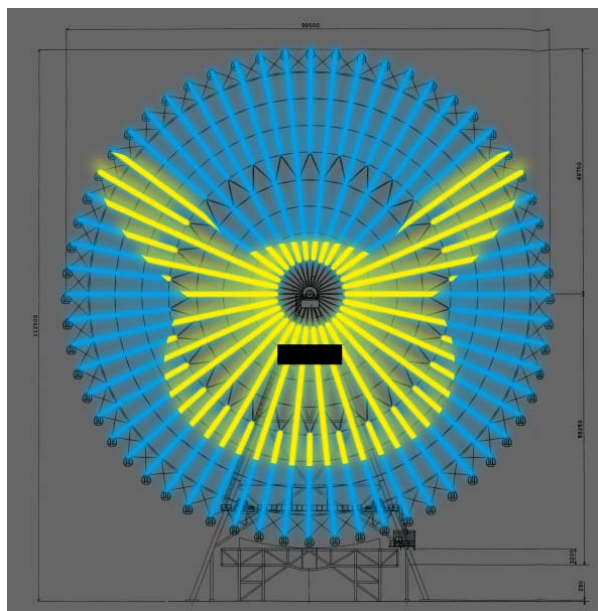


デザイン①

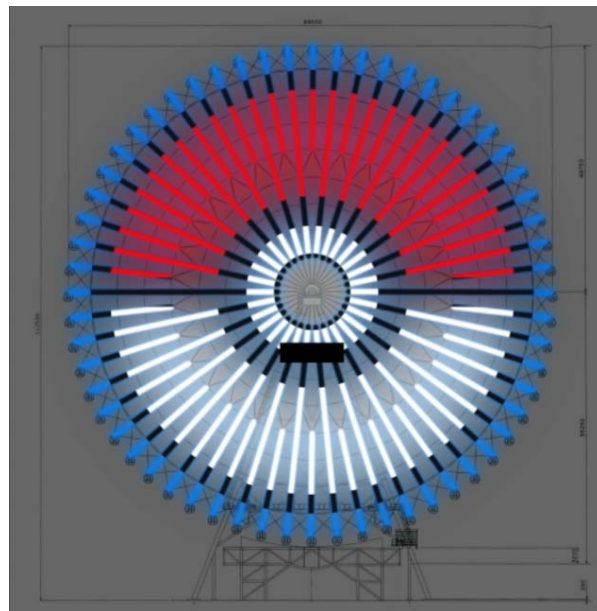


○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0

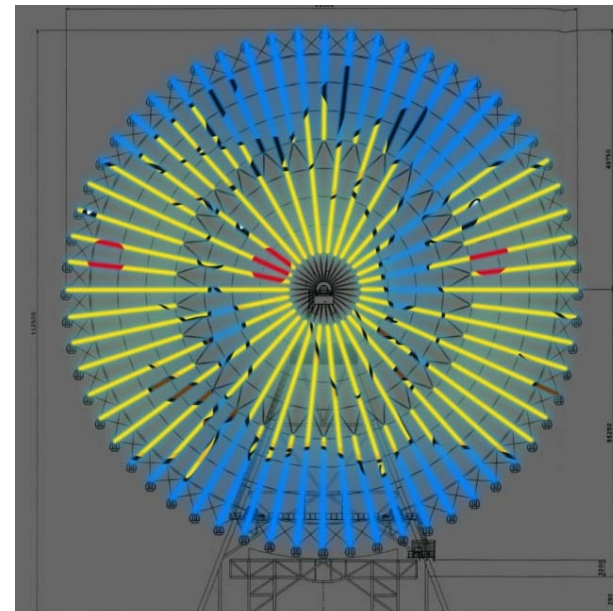
デザイン②



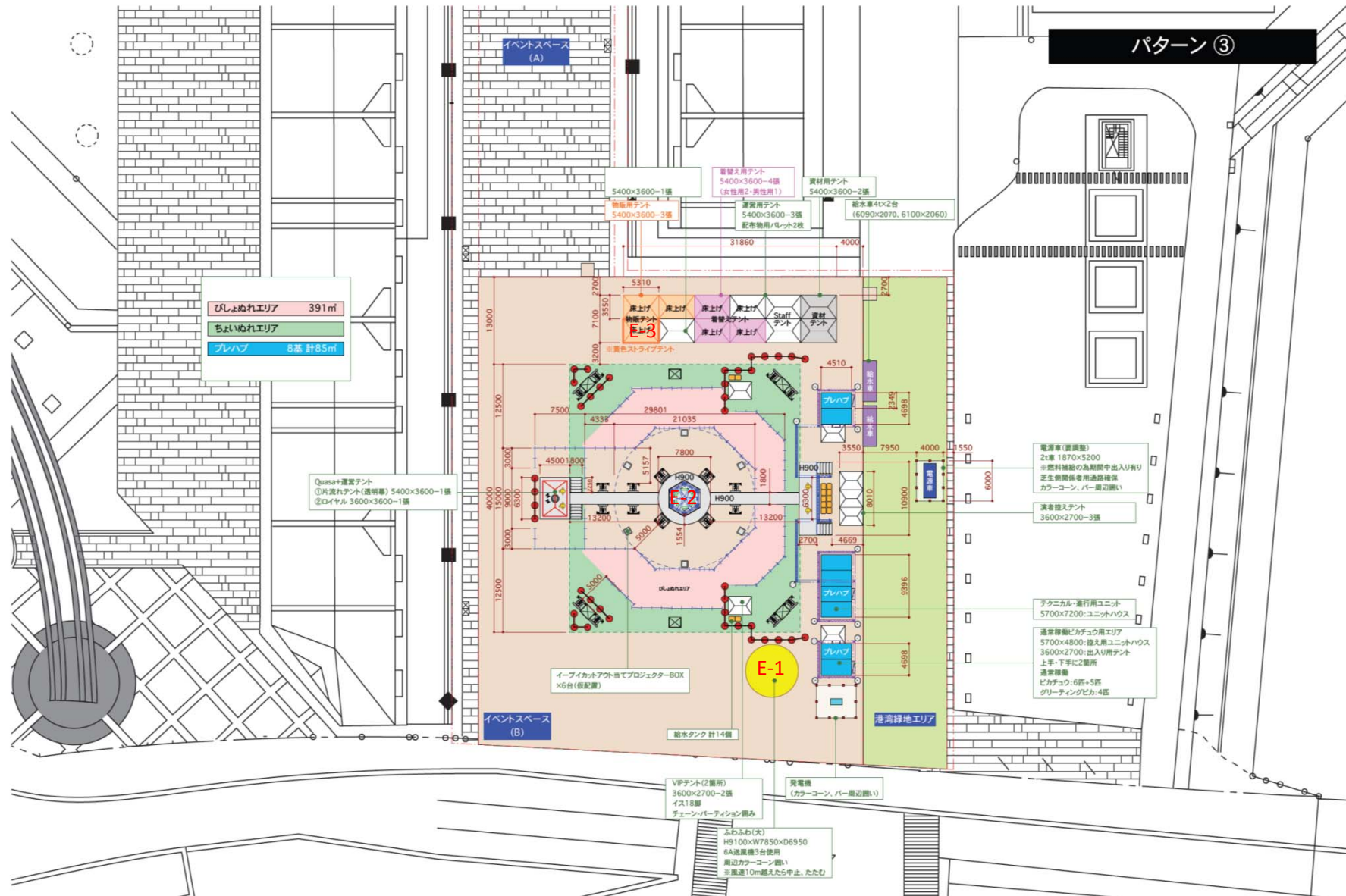
デザイン③



デザイン④



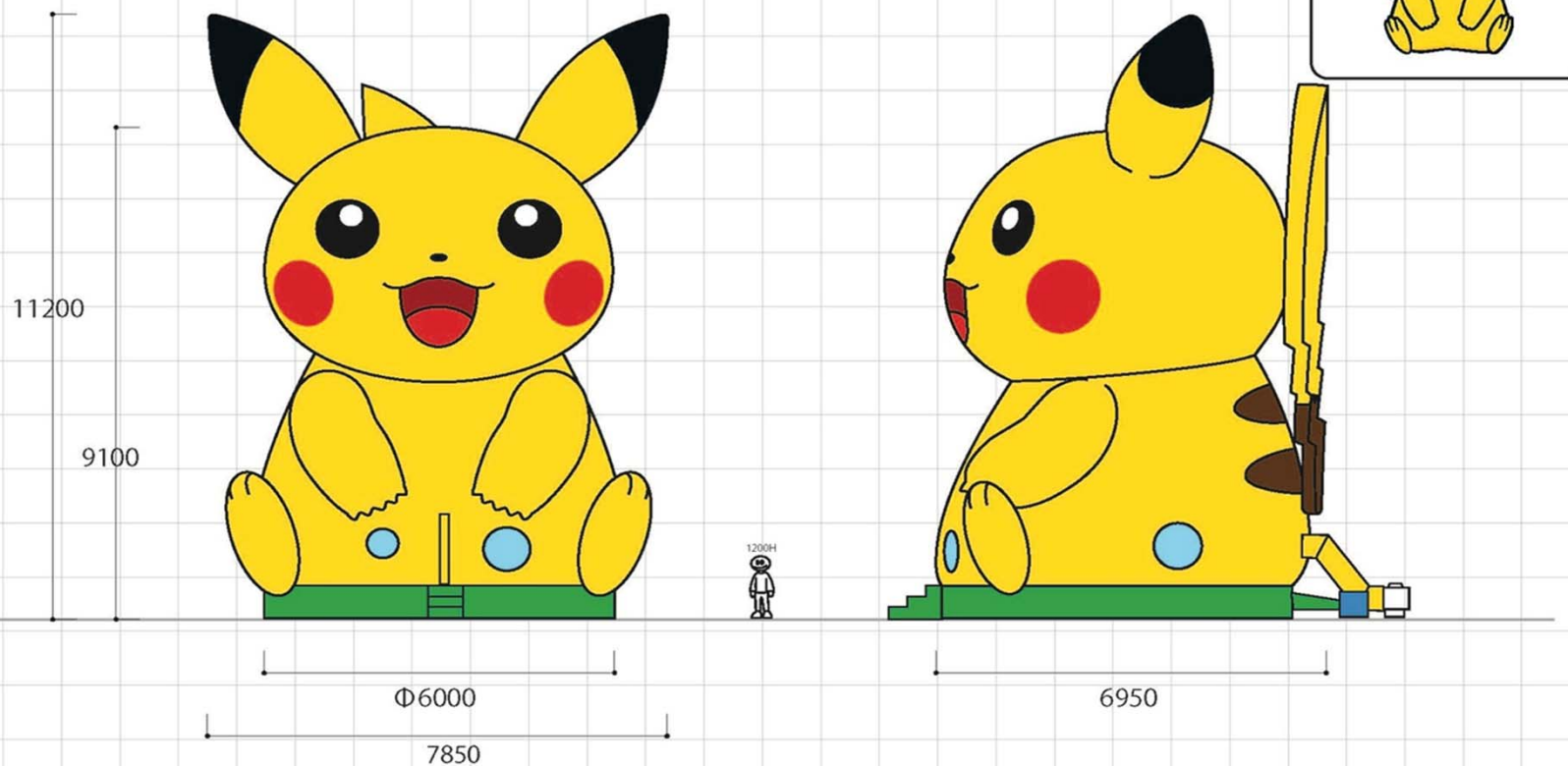
No	審議会		対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間 (搬入・撤去含む)		基数	大きさ	用途地域	広告物の種別	屋外広告 申請の有無	図面集 ページ
	新規	対象/非対象					日程	日数						
E	1	○	規格外	横浜赤レンガ倉庫	広場B	パルーンふわふわ H9	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	276	商業	広告板	必要	26
	2	●	規格外	横浜赤レンガ倉庫	広場B	インスタレーション (回転木馬)	2018.8.7~2018.8.17	11日	1	36	商業	広告板	必要	27



○表面積
円柱表面積=276㎡
※直径×3.14×高さ

○重量
270kg + ウェイト80kg=350kg

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



イー
バルーン
H
11.2
×
1

特例許可対象

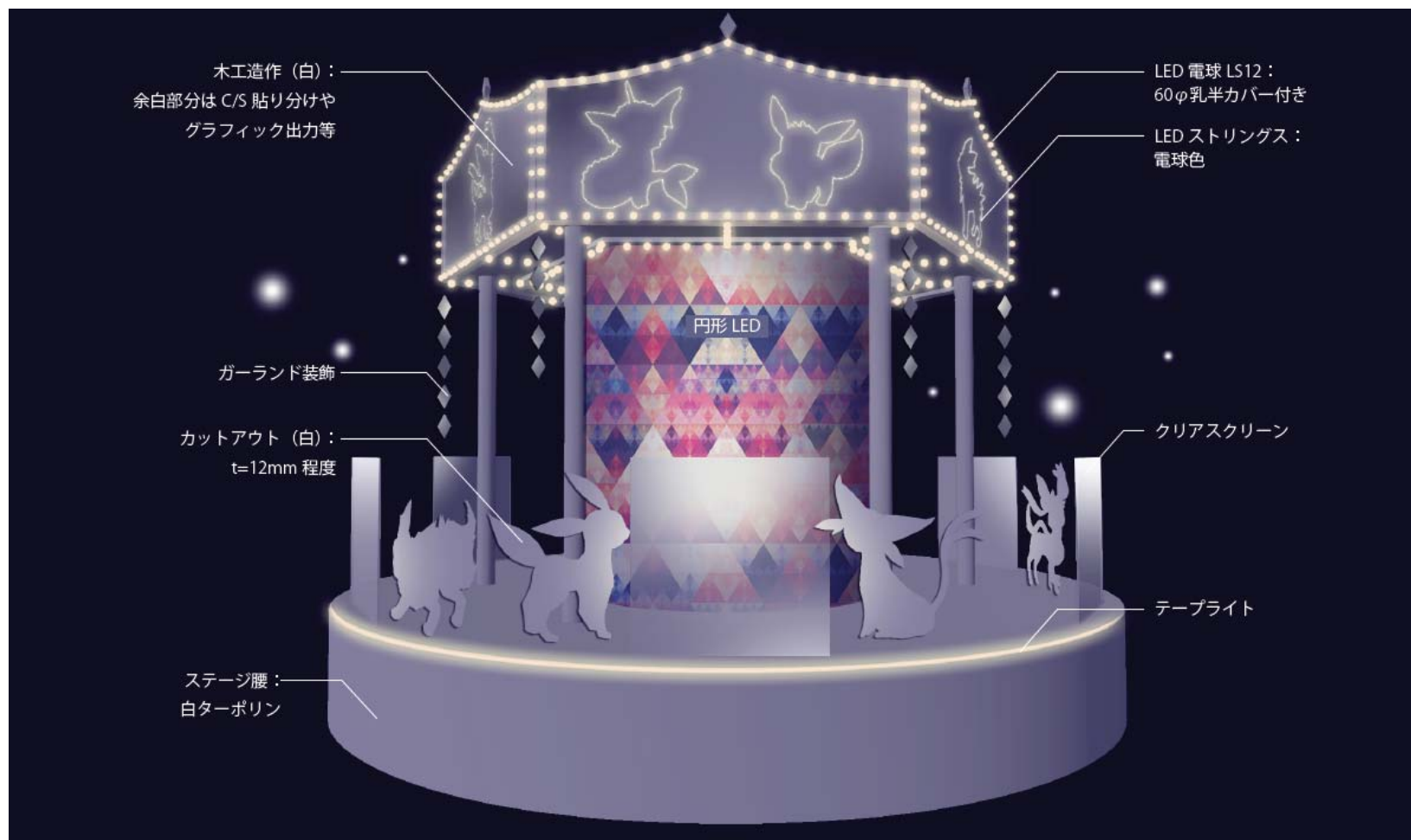
Title	ピカチュウフワフワφ6000 (バルーン) / ポケモン様		Date	2014/4/30 ▶ 2014/5/8 ▶
Type	提案イメージ	Size	Scale	

○広告表示面積
=36㎡

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:0 Y:0 K:0

※照明により下記マンセル値に
なる場合あり

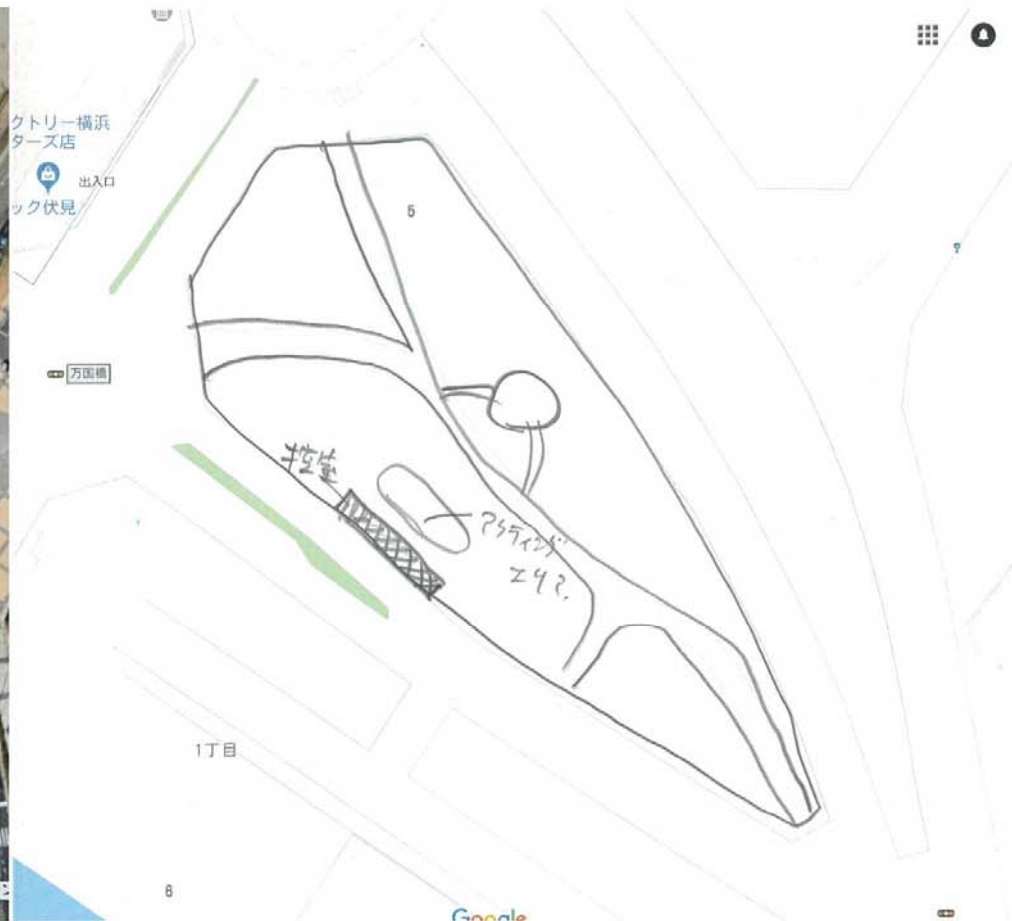
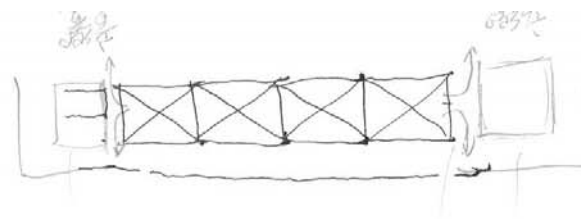
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



※本体の色は白色です。
この設置物に内外から様々な色の光を照射して演出をいたします。

F 新港中央広場

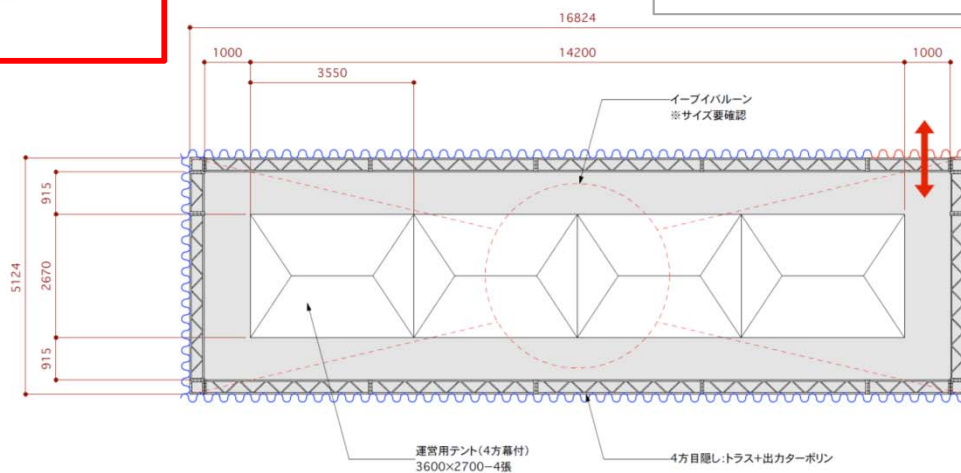
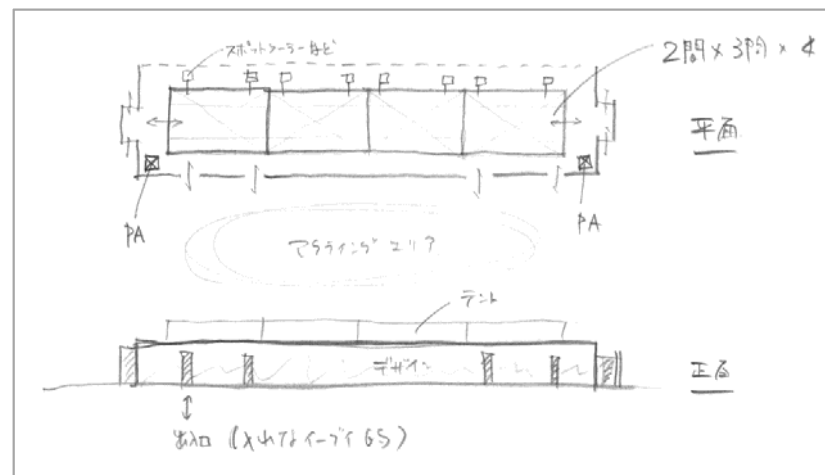
No	審議会		対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間 (搬入・撤去含む)		基数	大きさ m	用途地域	広告物上の種別	屋外広告		図面集 ページ
	新規	対象/非対象					日程	日数					申請の有無		
F	1	●		新港中央広場	新港中央広場	テント装飾	2018.8.8~2018.8.16	9日	1	80	商業	壁面看板	必要	29	
	2	●	○	規格外	新港中央広場	新港中央広場	バルーン	2018.8.8~2018.8.16	9日	1	28.3	商業	アドバルーン	必要	30



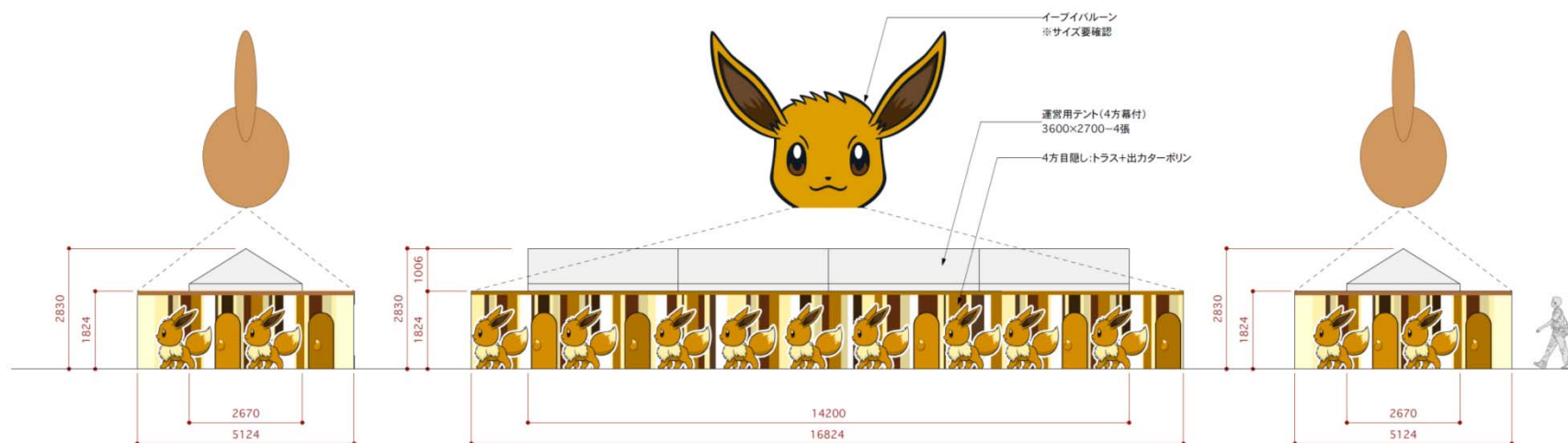
○広告表示面積
=80㎡

黄色部分のマンセル値
※イーブイ使用色
(黄色系統のみ)

- M45 Y100 B20
PANTONE 7510 C
- M45 Y100 B40
- M5 Y40
PANTONE 7499 C
- M5 Y40 B20





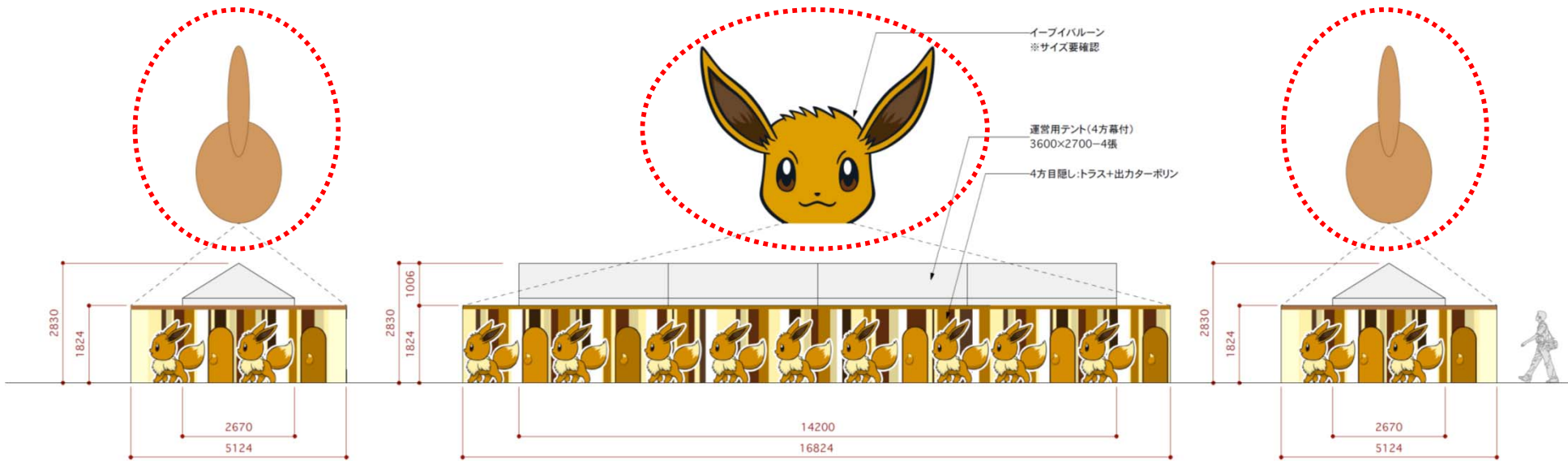
出カターボリン(4面)表面積
=80㎡



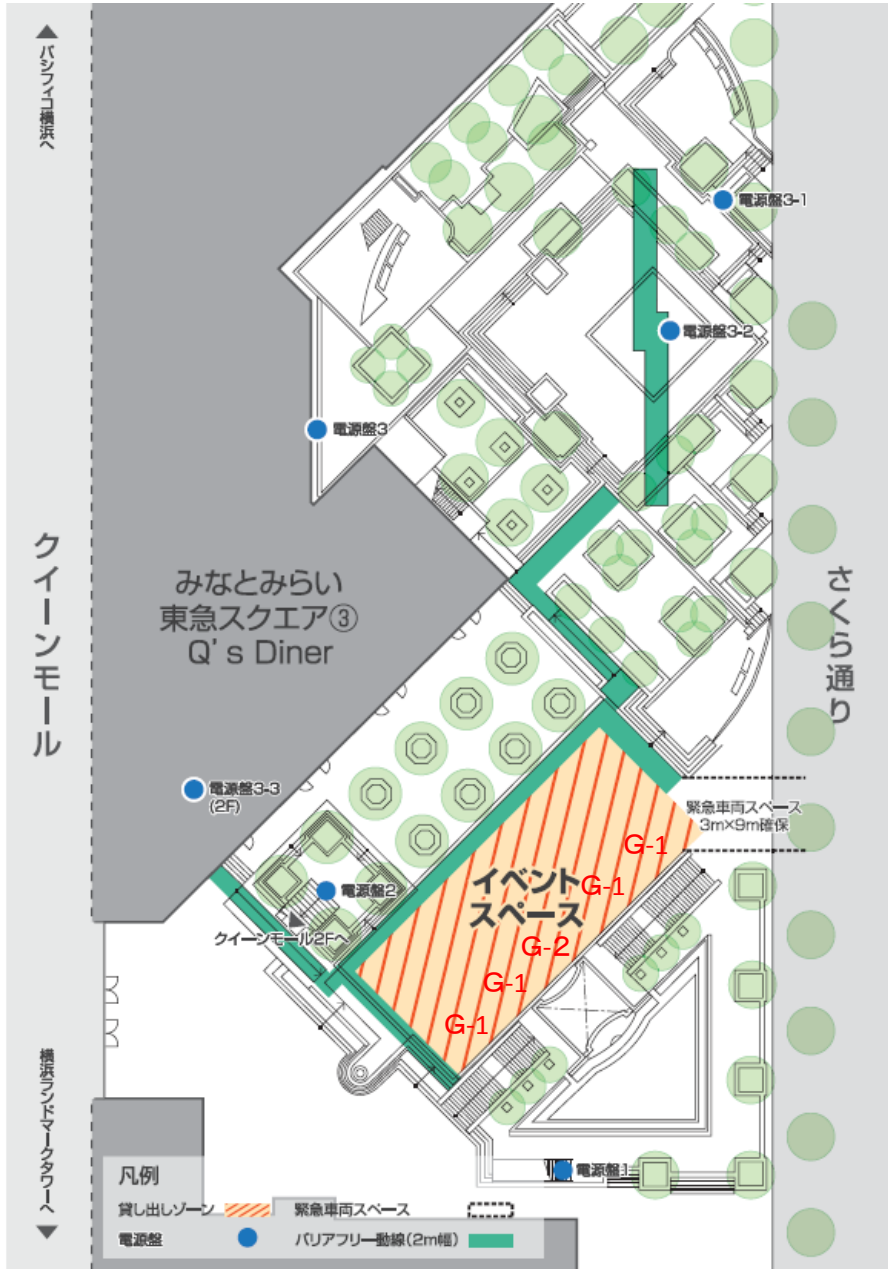
○広告表示面積
=28.3㎡

黄色部分のマンセル値
※イーブイ使用色
(黄色系統のみ)

	M45 Y100 B20 PANTONE 7510 C
	M45 Y100 B40
	M5 Y40 PANTONE 7499 C
	M5 Y40 B20



No	審議会 新規	対象/非対象	場所	詳細場所	仕様	設置期間 (搬入・撤去含む)		基数	大きさ ㎡	用途地域	広告物上の種別	屋外広告 申請の有無	図面集 ページ
						日程	日数						
G	1		クイーンズパーク	イベントスペース	バルーン H2	2018.8.9~2018.8.16	8日	4	13	商業	広告板	必要	32
	2	○	規格外	クイーンズパーク	広場B	バルーンふわふわ H9	2018.8.9~2018.8.16	8日	1	276	商業	広告板	必要

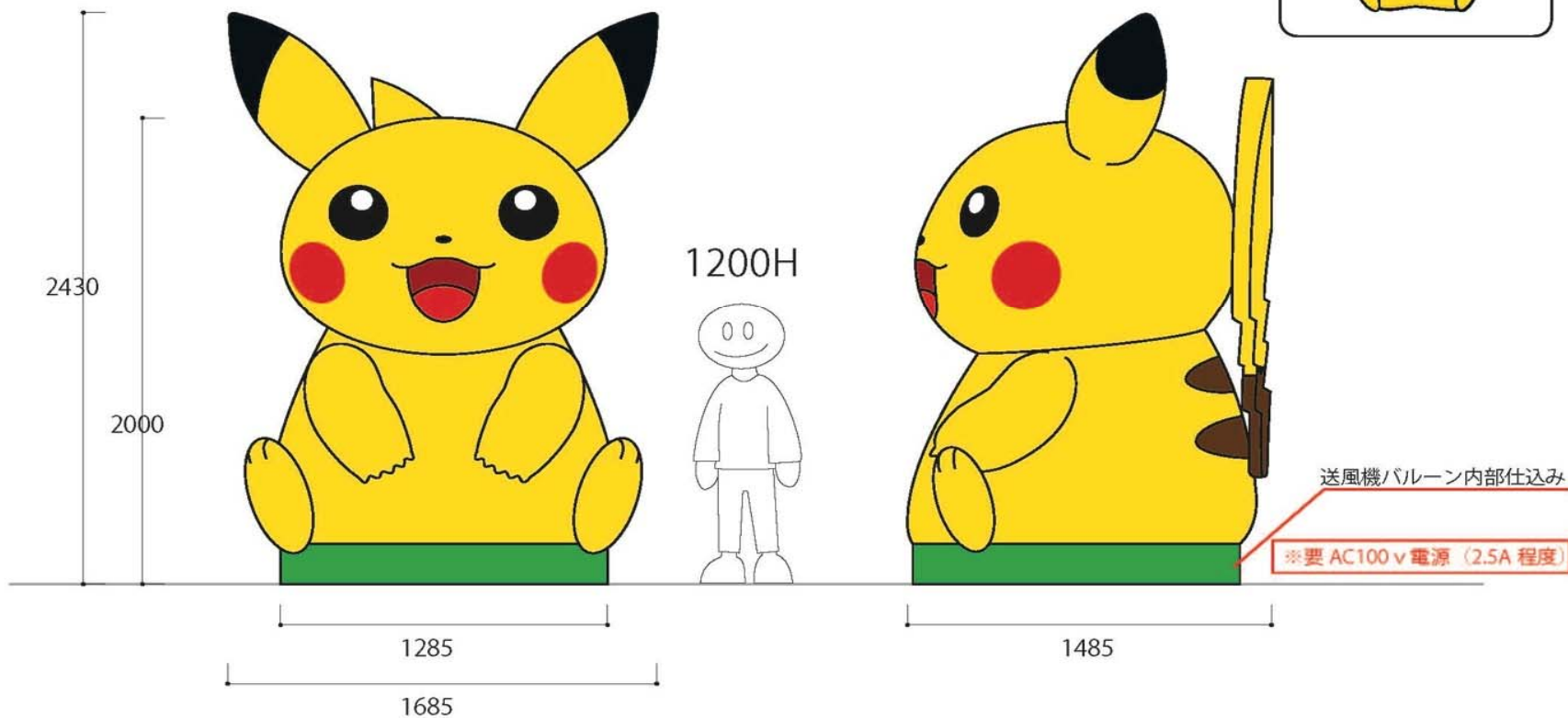
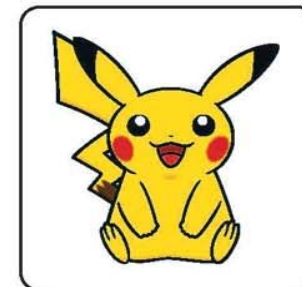


G クイーンズパーク

○表面積
円柱表面積=12.89㎡
※直径×3.14×高さ

○重量
70kg +ウエイト60kg=130kg

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



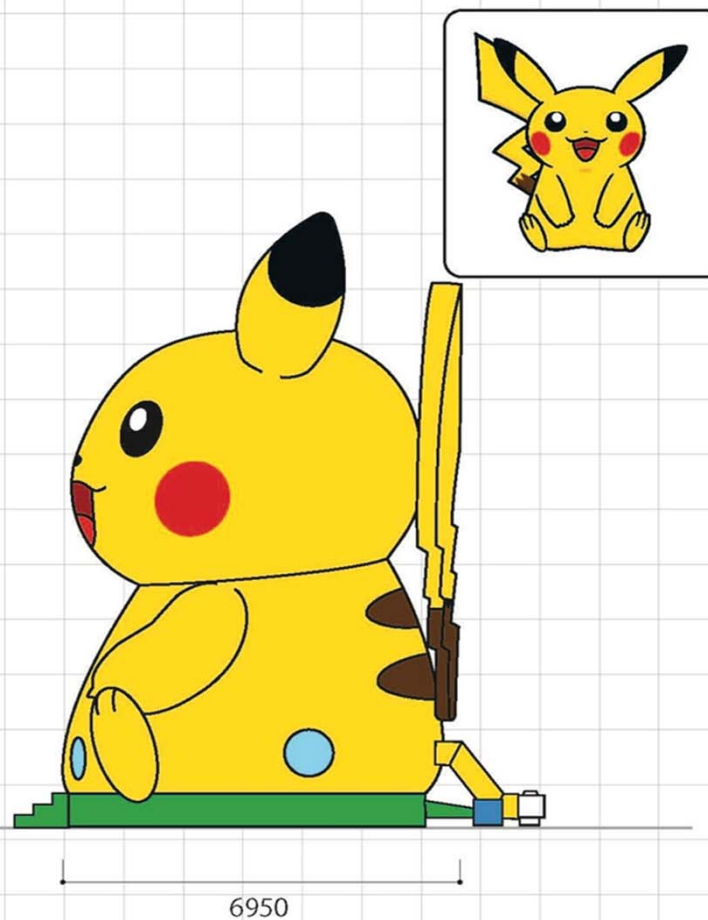
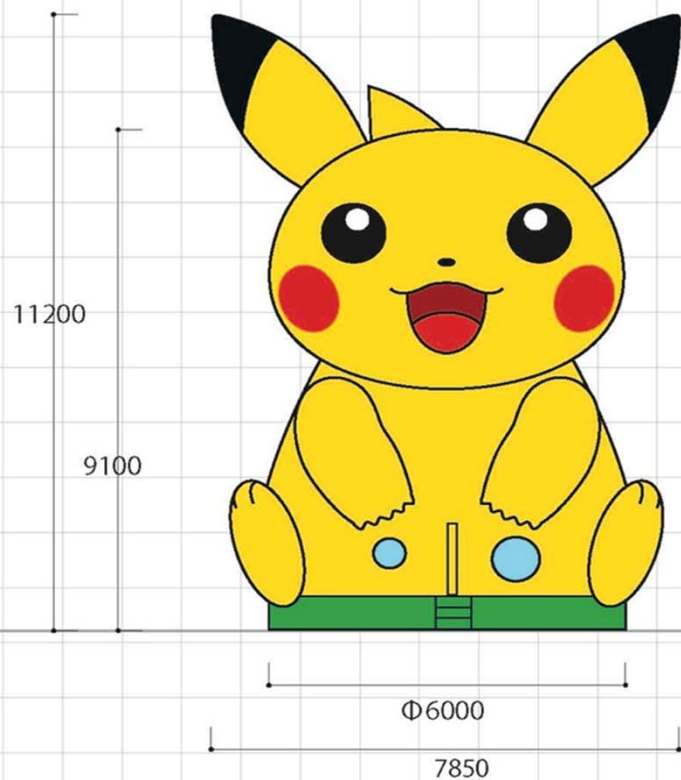
Title	ピカチュウバルーン H2000 /ポケモン様	Date	▶▶▶
Type	提案イメージ	Size	
		Scale	

G
ー
I
バ
ル
ー
ン
H
2.43
×
4

○表面積
円柱表面積=276㎡
※直径×3.14×高さ

○重量
270kg +ウエイト80kg=350kg

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



Title	ピカチュウフワフワφ6000 (バルーン) /ポケモン様		Date	2014/4/30 ▶ 2014/5/8 ▶
Type	提案イメージ	Size	Scale	

G-2
バルーン
H
11.2
×
1

特例許可対象

議案 2 プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方について

I 国の動向と横浜市の対応

背景

- ・プロジェクションマッピングの技術は大きく進展しており、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックの機運醸成策として、**活用ニーズが高まっている。**
- ・プロジェクションマッピング**実施のための環境整備を進めることは、都市の魅力を高める上で重要**である。
- ・プロジェクションマッピングは**無体物**であり、**従来の広告物と同じ規制を適用するのは馴染まない**※規制改革推進会議における意見

平成30年3月30日 国が投影広告物条例ガイドラインを策定

※ガイドラインとは、制度的確な運用を支援していく趣旨から、法律の運用に関する技術的助言として、国から地方公共団体に送付されるものです。

1 ガイドラインの特徴

(1) プロジェクションマッピングの定義

「建築物等に光で投影する方法により表示される広告物」

◎屋外広告物 — (従来からの) 屋外広告物 → 屋外広告物条例 で規制
└ プロジェクションマッピング → **投影広告物条例** で規制

(2) プロジェクションマッピング実施のための規制緩和

ア 従来からの屋外広告物と同様、**実施には許可が必要**です。

イ ただし、プロジェクションマッピングは従来の広告物とは異なり、景観阻害や損壊等の恐れが小さく、都市の景観・風致や安全性への影響が小さいと考えられることから、次の点で**規制が緩和されています。**

- ① 禁止地域や禁止物件を限定する
- ② 面積要件を定めない地域を定めることが出来る（商業地域など）
- ③ 街の活性化等に資するイベントのために表示されるものは許可不要とする

2 投影広告物条例ガイドラインに対する横浜市の考え方

(1) プロジェクションマッピングに特化

横浜市では、コスモクロック21の活用ニーズも高まっていますが、「投影広告物」とは言えないため、国の示す投影広告物条例では扱うことが出来ません。また、技術が進み、新しい手法による大型映像広告物が出てきた場合に、これでは対応できない可能性があります

ます。

(2) 通常の許可手続きによる形式審査

ガイドラインで示された許可手続きは、従来からの屋外広告物と同様で、内容に踏み込むことなく、一律の規格に基づく形式審査が想定されています。しかし、広告物の内容を含め、様々な観点から審査を行うべきものと考えています。

3 横浜市の対応

各自治体の動向も見ながら、国とも協議し、対応を検討します。

II 規格外の映像に対する対応

1 規格外のプロジェクションマッピングやコスモクロック21に掲出される映像に対する市の考え方

内容が優れていたり、まちの賑わいに資する映像は、来街者を増やすとともに、様々なメディアを通して横浜の知名度を上げることが期待できます。一方、これらは公共空間を利用するため、一定の公共性を有するものであるべきであり、景観的にも配慮する必要があります。

従って、横浜市は、規格外の映像を特例によって許可する際に、その内容や効果等に関して審査し、良いものについてはその掲出を支援し、問題のあるものについては改善を求め、又は許可しないなど、適切にコントロールしていくものとしします。

2 現行条例、規則の課題

(1) 基準への不適合

	看板の種類	基準
プロジェクションマッピング	壁面看板	表示できるのは当該壁面の3/10まで
コスモクロック21 〔高さ100m、 面積(両面で)約15,000㎡〕	広告板	高さ15m、表示面積75㎡まで

(2) 許可手数料が高額

屋外広告物条例で、5㎡ごとに2,400円（照明ありの場合）と定められており、減免規定はありません。仮にコスモクロックの表示について許可手続きを行うと、手数料は約750万円となります。

(3) 短期間の広告物についての取扱いが不明確

プロジェクションマッピングやコスモクロックへの映像掲出は、1日から数日のものが大半と考えられます。

屋外広告物法では、「常時又は一定の期間継続して」表示されるものを屋外広告物としていますが、具体的な日数の定めがないため、短期間の表示の場合は、各自治体が独自に運用を行っているのが実情です。

従来、横浜市では、7日以内のイベントなどでの掲出物については、屋外広告物に当たらない、という運用を行う場合もありましたが、扱いが不明確となっていました。

3 今後の検討内容

規格外の映像に対応するため、次に掲げる事項について今後具体的に検討を行っていきます。

(1) 審査及び許可

ア 規格外の映像については現行条例の特例許可で対応し、一律の規格に基づく審査だけでなく、**内容なども審査の対象**とします。

イ 随時の申請に対応できるよう、**審議会に特例許可に関する部会**を設けます。

⇒ 審査の流れ（イメージ）は別紙参照。

(2) 手数料

ア 適切な手数料となるよう上限や個別の手数料設定などを検討します。

イ 公共目的の表示を想定し、**減免規定**を設けることを検討します。

(3) その他

イベント等を適用除外することはこれまでも一部で行ってきました（冠婚葬祭、祭礼等）が、地域で行うイベントや地域振興に資するイベントなどに伴う屋外広告物についても適用除外にするかどうか、検討します。

横浜市屋外広告物条例

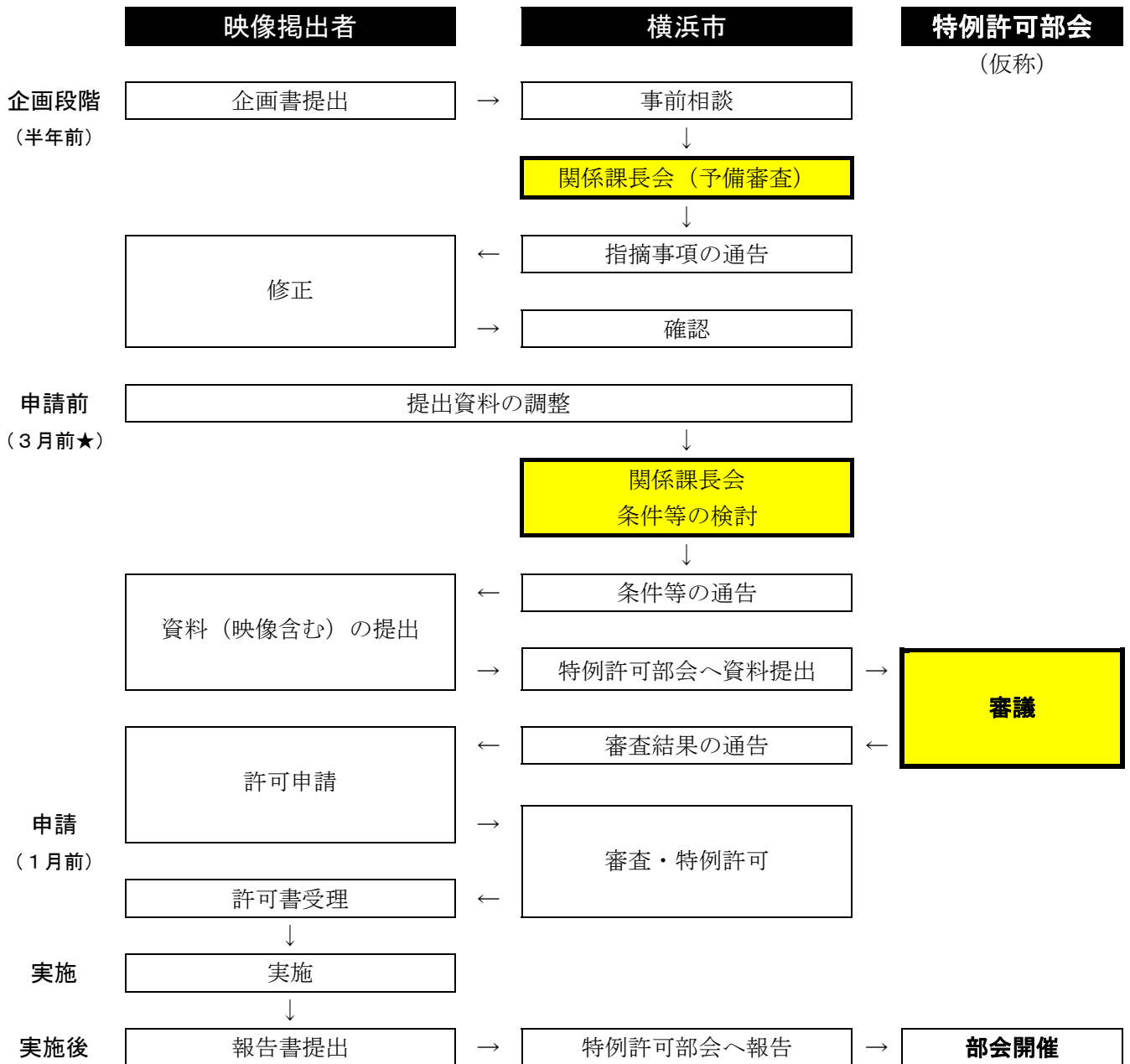
（許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等）

第12条 次に掲げる広告物等は、第6条第1項（禁止地域）、第7条（禁止物件）、第9条（許可）及び第16条（基準）の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 他の法令又は条例の規定により表示又は設置を容認し、又は義務付けられた広告物等
- (2) 人、動物又は車両（電車及び自動車を除く。）に表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (6) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (7) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの

（以下略）

規格外映像の特例許可の手順 (イメージ)



関係課長会：3エリア担当課、都市デザイン室、文化観光局横浜魅力づくり室、景観調整課、映像掲出者関係課
(なお、関係課長会の前段に必要な関係係長会を開催する)

★：広報等が必要な場合、その前に十分な時間をとる必要がある。

関係課長会における予備審査、特例許可部会における審議の視点（イメージ）

1 視点

- (1) 内容的に優れていること
- (2) まちの賑わいに貢献すること（例えば相当の来場者が期待できること）
- (3) 公共性のあること、あるいは地域で一体となって取り組んでいること（市等の共催・後援があればいい、ということではない。）
- (4) 過度に商業主義的でないこと（会社名、商標、商品の掲出が必要最小限であること）
- (5) 安全に配慮されていること
- (6) 十分な広報計画となっていること

2 許可要件（例）

特例許可部会の各委員が各項目について5段階評価をした結果、

- ①全体の平均が3.5以上であること
- ②各項目の平均で1.5以下の項目がないこと

3 その他審査・審議すべき事項

- ・日数、回数等の是非
- ・手数料減免の是非
- ・その他実施に際しての意見 等

※実施者に条件として通知することも考えられる。

報告 1 （仮称）山手地区景観計画（屋外広告物の規格）について

1 趣旨

景観法に基づく景観計画は、区域内で建築物を建てる場合や広告物を設置する場合に守らなくてはならないルールで、建築物の高さや色彩の制限、屋外広告物の制限などが規定されます。

山手地区においては、異国情緒ある街並みや緑豊かな自然環境を保全し、かつ横浜にふさわしい眺望を確保するため、昭和 47 年から山手地区景観風致保全要綱により行政指導を行ってまいりましたが、景観計画等に移行していくため、平成 31 年度中の施行を目指して策定作業を進めています。

景観計画の策定手続きにおいては、屋外広告物審議会での意見聴取が義務付けられているものではありませんが、屋外広告物にかかる重要事項であることから、事前に概要をご説明させていただきます。

2 屋外広告物の許可手続きにおける景観計画の位置付け

該当の地区で**屋外広告物設置の申請**があった場合は、屋外広告物条例・規則の基準に加え、当該地区の**景観計画の基準を満たしていないと、許可をすることが出来ません。**

（裏面 参考条文）

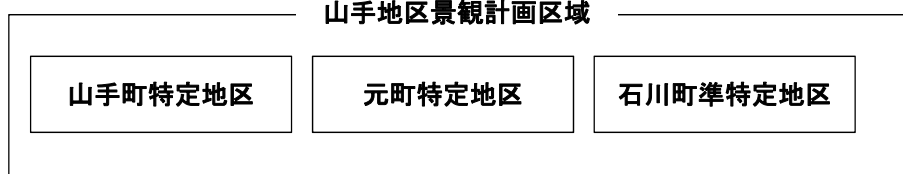
3 景観計画と都市景観協議

横浜市では、二本柱の制度により、魅力ある都市景観の創造をめざしています。

制度名	地区名称	根拠	内容
景観計画	景観推進地区	景観法	<ul style="list-style-type: none"> 基本的、定量的な基準を定めたもの。 その地域で必ず守るべきルール。
都市景観協議	都市景観協議地区	景観条例	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある街並みを形成していくため、協議を義務付け。 お互いが目指すべき方向性を定めた協議指針。 協議が、整った / 不調 のいずれかとなる。

4 （仮称）山手地区景観計画

(1) 区域のイメージ



エリア図は別紙 1 参照

(2) 概要

別紙 2 のとおり

5 景観計画に定められる屋外広告物の基準の概要

別紙 3 のとおり

〈 参考条文（関係部分抜粋） 〉

○横浜市屋外広告物条例

（許可）

第9条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から**第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。**

（広告物等に係る基準等）

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、**次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。**

(1) 景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項が定められた同条第1項に規定する**景観計画**（以下「景観計画」という。）の**区域 当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項**

○景観法

（景観計画）

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

(1)～(5)（省略）

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

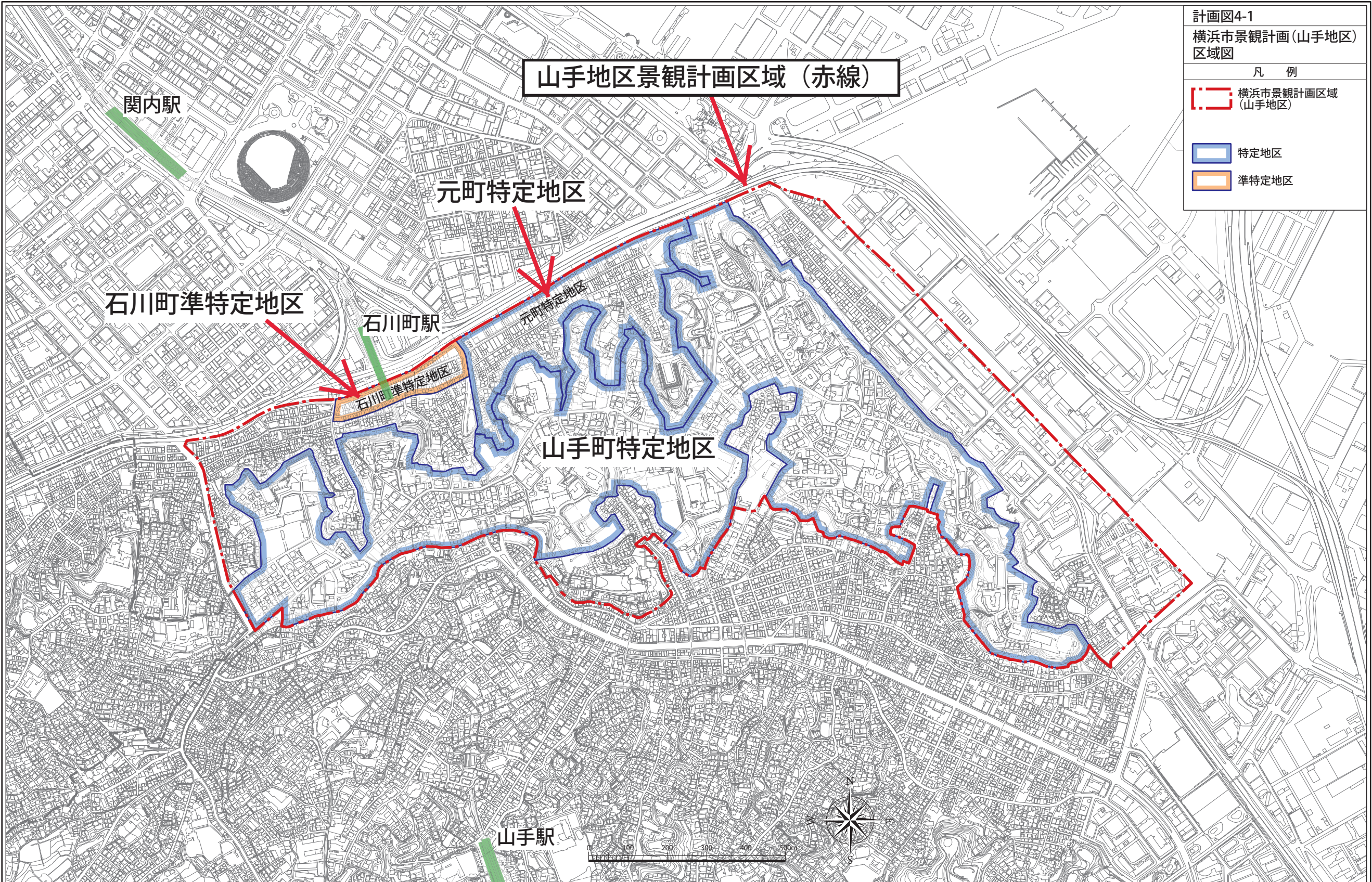
(4) 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ **屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項**

計画図4-1
 横浜市景観計画(山手地区)
 区域図

凡例

- 横浜市景観計画区域(山手地区)
- 特定地区
- 準特定地区



1 主旨

山手地区(周辺地区も含む)においては、異国情緒ある街並みや緑豊かな自然環境を保全し、かつ横浜にふさわしい眺望を確保するため、これまで山手地区景観風致保全要綱(昭和47年策定)に基づき、開発行為及び建築行為に対する指導を行ってまいりました。

山手地区景観風致保全要綱は、法令等に基づく規制基準並びに地域地区等の整備がなされるまでの間の暫定的な制度であるため、景観法に基づく景観計画へ移行します。

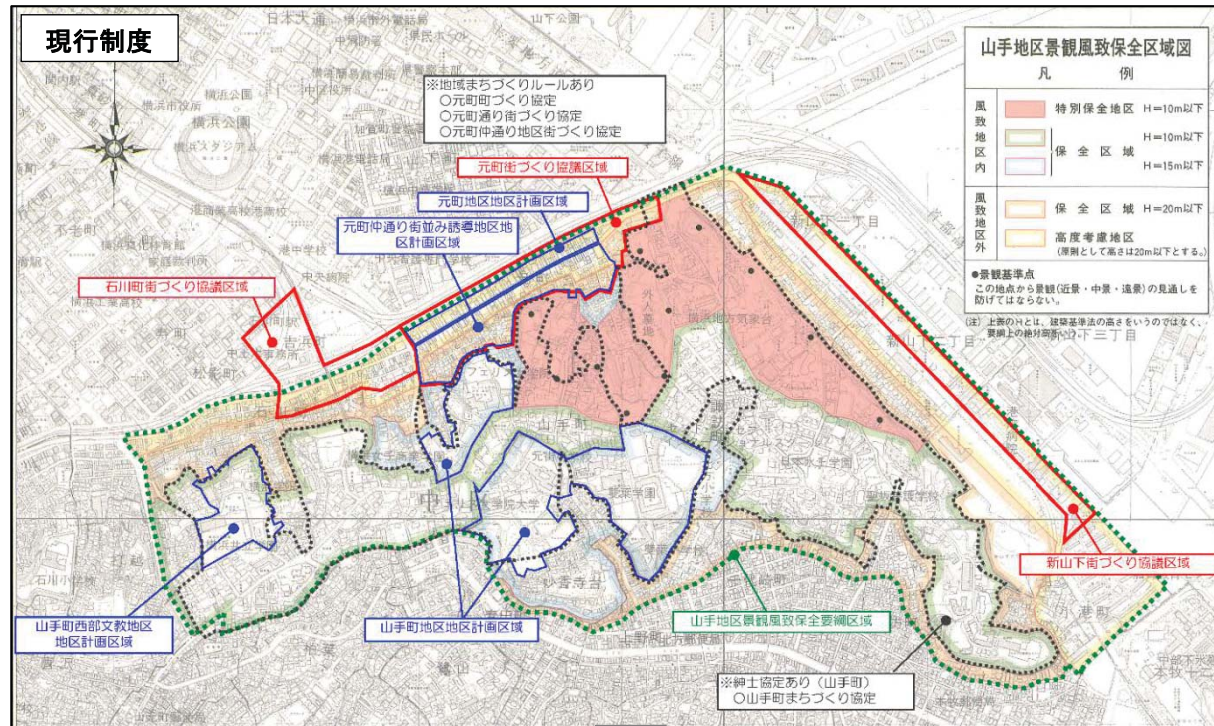
2 策定のポイント

- 山手地区景観風致保全要綱の指導内容(樹木の保全・眺望の確保等)及び街づくり協議地区(元町・石川町)を、現状に合わせて整理し、移行します。
- 地域のまちづくり協定(山手・元町)の内容をふまえて、制度化を行います。



3 定める事項と今後のスケジュール

(1) 区域



(2) 方針・基準等

ア 良好な景観の形成に関する方針【景観計画】(魅力ある都市景観を創造するための方針【都市景観協議地区】)

- <全域>
 - 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
 - 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じることができる眺望景観の形成を図る。
 - 居留地時代から継承された歴史的建造物や土木遺構による歴史や異国情緒が感じられる景観を保全し、活用する。
 - 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
 - 地区毎の魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。
- <山手町特定地区>
 - 山手の特徴づける歴史ある景観や緑豊かな環境を保全する。
 - 住宅・文教地区としての良好な街並みを形成する。
 - 山手本通りを軸線として歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。
- <元町特定地区>
 - 横浜の開港以来発展してきた商店街の歴史や文化を継承し、連続した歩行者空間と秩序ある街並みを形成する。
- <石川町準特定地区>
 - 中華街、山手などの観光地への最寄り駅としての地域の特性を生かし、元町と一体となった街並みを形成する。

イ 景観形成基準【景観計画】・行為指針【都市景観協議】

	景観形成基準(景観計画)	行為指針(都市景観協議地区)
全域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 眺望景観の確保 ○ 色彩 ○ 樹木・緑地の保全 ○ 建築物の最高高さ ○ 壁面の位置の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 眺望景観の確保に関する事項 ○ 色彩に関する事項 ○ 屋外広告物に関する事項
地区別	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街並みの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街並みの形成に関する事項 ○ 屋外広告物に関する事項

ウ 景観重要建造物の指定の方針 及び 景観重要樹木の指定の方針【景観計画】

エ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限【景観計画】

オ 景観重要公共施設の整備に関する事項【景観計画】

カ 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準【景観計画】

(3) 今後のスケジュール(予定)

H29	H30	H31
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市美対策審議会【報告】(3月) ○ 住民説明会(1月、3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市美対策審議会【審議】 ○ 都市美景観審査部会(6月) ○ 都市美景観審査部会(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 施行 ○ 都市計画審議会【意見聴取】 ○ 都市美対策審議会【意見聴取】
法定手続 (素案説明会・公聴会の開催等)		

(仮称) 山手地区景観計画に定められる屋外広告物の基準 (案) の概要


	景観計画 (案)	屋外広告物条例	【参考】都市景観協議 (案)																				
全域	屋外広告物は眺望の視点場（港の見える丘公園など）に向かって設置しないこと（眺望の視点場から見えない場合等を除く）。 ※眺望の視点場については別紙4参照	規制なし。																					
山手町 特定地区	屋上看板、壁面看板は自家用屋外広告物に限り設置可。 <table border="1" data-bbox="432 539 943 788"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>屋上看板</th> <th>壁面看板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種低層</td> <td>設置不可</td> <td>自家用のみ設置可</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層</td> <td colspan="2" rowspan="2">自家用のみ設置可</td> </tr> <tr> <td>近隣商業</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域	屋上看板	壁面看板	第1種低層	設置不可	自家用のみ設置可	第1種中高層	自家用のみ設置可		近隣商業	<table border="1" data-bbox="981 539 1491 788"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>屋上看板</th> <th>壁面看板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種低層</td> <td>設置不可</td> <td>自家用のみ設置可</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層</td> <td colspan="2" rowspan="2">自家用、第三者とも設置可</td> </tr> <tr> <td>近隣商業</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域	屋上看板	壁面看板	第1種低層	設置不可	自家用のみ設置可	第1種中高層	自家用、第三者とも設置可		近隣商業	山手の歴史的景観と調和し、閑静な住宅地の環境に配慮した規模、位置、色彩等を工夫する。
用途地域	屋上看板	壁面看板																					
第1種低層	設置不可	自家用のみ設置可																					
第1種中高層	自家用のみ設置可																						
近隣商業																							
用途地域	屋上看板	壁面看板																					
第1種低層	設置不可	自家用のみ設置可																					
第1種中高層	自家用、第三者とも設置可																						
近隣商業																							
元町 特定地区	屋上看板は設置不可。 <table border="1" data-bbox="432 884 943 1150"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>屋上看板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種低層</td> <td>設置不可</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層</td> <td rowspan="3">設置不可</td> </tr> <tr> <td>第1種住居</td> </tr> <tr> <td>近隣商業</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途地域	屋上看板	第1種低層	設置不可	第1種中高層	設置不可	第1種住居	近隣商業	商業		<table border="1" data-bbox="981 884 1491 1150"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>屋上看板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種低層</td> <td>設置不可</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層</td> <td rowspan="3">自家用、第三者とも設置可</td> </tr> <tr> <td>第1種住居</td> </tr> <tr> <td>近隣商業</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途地域	屋上看板	第1種低層	設置不可	第1種中高層	自家用、第三者とも設置可	第1種住居	近隣商業	商業		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は最小限とし、特徴的な通りの街並みに調和した規模、位置、色彩等にするものとする。 ・屋外広告物に照明装置を使用する場合は、内照方式を避けるなど、景観に配慮したものとする。
用途地域	屋上看板																						
第1種低層	設置不可																						
第1種中高層	設置不可																						
第1種住居																							
近隣商業																							
商業																							
用途地域	屋上看板																						
第1種低層	設置不可																						
第1種中高層	自家用、第三者とも設置可																						
第1種住居																							
近隣商業																							
商業																							
石川町 準特定地区	屋上看板は設置不可。 <table border="1" data-bbox="432 1238 943 1382"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>屋上看板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業</td> <td rowspan="2">設置不可</td> </tr> <tr> <td>商業</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域	屋上看板	近隣商業	設置不可	商業	<table border="1" data-bbox="981 1238 1491 1382"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>屋上看板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業</td> <td rowspan="2">自家用、第三者とも設置可</td> </tr> <tr> <td>商業</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域	屋上看板	近隣商業	自家用、第三者とも設置可	商業											
用途地域	屋上看板																						
近隣商業	設置不可																						
商業																							
用途地域	屋上看板																						
近隣商業	自家用、第三者とも設置可																						
商業																							

眺望の視点場

計画図4-2

眺望景観

凡例

 横浜市景観計画区域
(山手地区)

 眺望の視点場

 眺望景観の向き

① 元町百段公園

② 代官坂途中

③ 額坂上

④ エリスマン邸

⑤ 貝殻坂上

⑥ 外国人墓地

⑦ アメリカ山公園

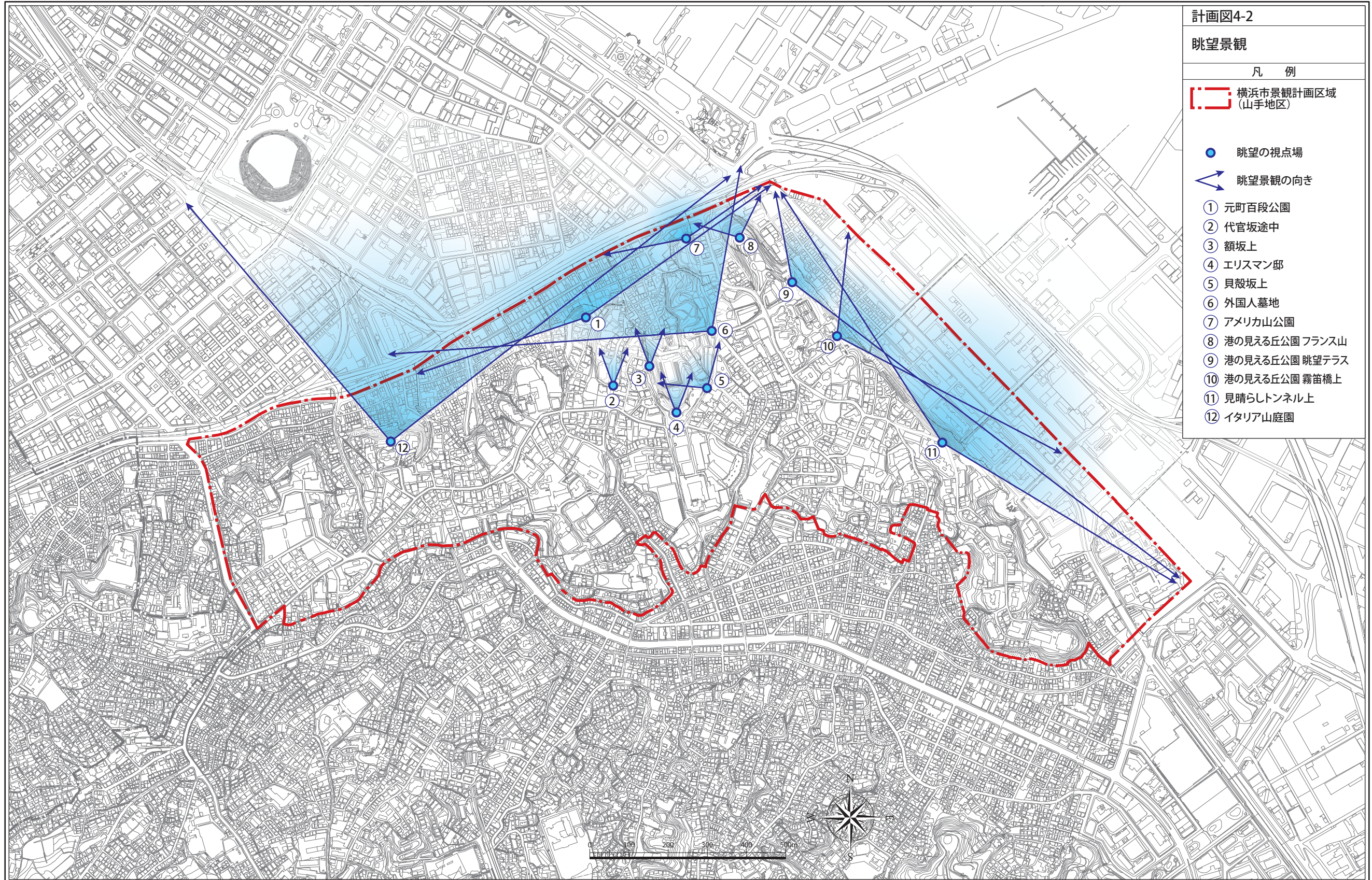
⑧ 港の見える丘公園 フランス山

⑨ 港の見える丘公園 眺望テラス

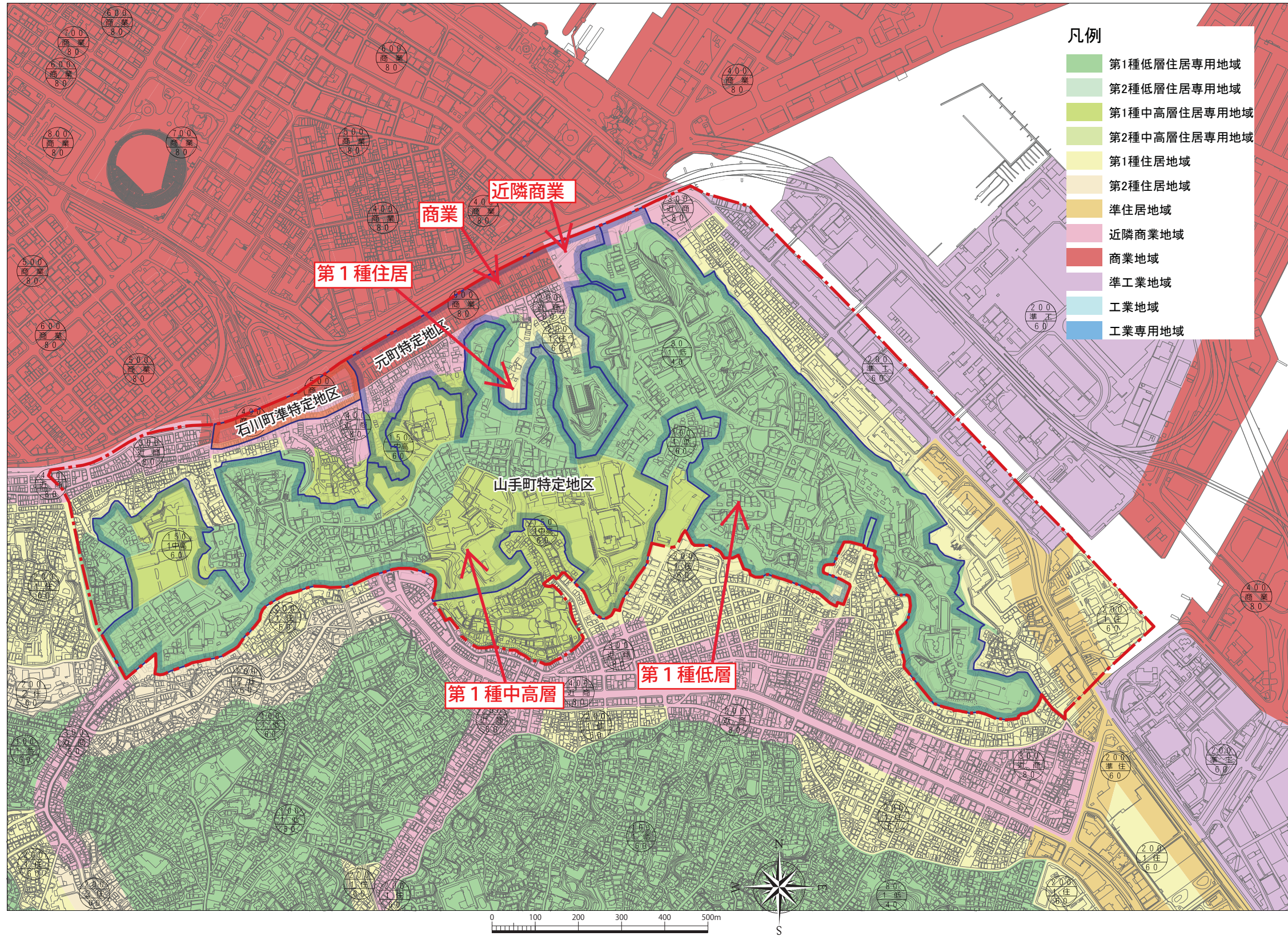
⑩ 港の見える丘公園 霧笛橋上

⑪ 見晴らしトンネル上

⑫ イタリア山庭園



山手地区景観計画区域の用途地域



報告 2 大観覧車「コスモクロック 21」夜間演出の試行について

1 試行の概要

(1) 目的

現在掲出を控えている文字の表示について、メッセージを含意する具象的表現を試行し、各所からの観測により、伝達効果や景観に与える影響等について把握することで、今後のイベント・おもてなしのプロモーション計画や屋外広告物・景観行政の検討資料として活用します。

(2) 主催

横浜市港湾局賑わい振興課

(3) 日時

ア 平成 30 年 4 月 18 日 (水) 19:45、20:15、20:45、21:15

イ 平成 30 年 4 月 27 日 (金) 19:00、19:15、19:30、19:45、20:00、20:15、20:30、20:45

(※ 同日、大黒ふ頭に大型客船が着岸している)

(4) 試行概要

ア 表示内容

外国人を含む来街者等にメッセージを伝えることを想定して、英語・やさしい日本語の短文を表示します。

(ア) 英短文：WELCOME TO YOKOHAMA (2回とも)

(イ) 和短文：ようこそ よこはまへ (1回目のみ)

イ 表示方法

文字等の横スクロール表示を基本とし、表示速度や背景等について、複数のバリエーションを試行します。

(ア) 表示速度：2文字/秒、1.5文字/秒、1文字/秒 など

(イ) 背景：消灯、単色点灯、動画 など

(5) 調査概要

観覧車との距離が異なる観測点で、目視及び動画撮影により観測し、視認性を確認します。



2 結果及び評価

- (1) A、B、C地点からいずれもメッセージを読むことができた。
- (2) 試行では、読み終わるまでに約 20 秒かかり、内容の割に冗長であった。一度に示される文字が 2、3 文字であるため、瞬時には何のメッセージか分かりにくい。
- (3) また、距離によって見え方がかなり異なり、近くなるに従って見づらくなった。斜めから見ると認識が困難であったため、メッセージを送る対象は限定される。
- (4) 色彩や背景は、文字を認識させるためシンプルにせざるを得ない。

報告3 観覧車の照明演出について

1 大観覧車「コスモクロック 21」への表示

昨年、一般社団法人横浜青年会議所が、平成32年(2020年)の国際青年会議所(JCI)世界大会誘致に向け、来場者に歓迎の意を示すため、サマーコンファレンス2017において、コスモクロック21を使った照明演出を行いました(第59回審議会で報告)。

国際会議の誘致は市の方針に合致しており、文化観光局は、JCI世界大会の開催と絡めてサマーコンファレンスを積極的に応援しています。

そのため、今年もサマーコンファレンス2018が開催される期間に、昨年同様コスモクロック21を使った照明演出を行います。

2 照明演出の概要

演出日：平成30年7月21日(土)

表示時間：18:00~22:00(1サイクル15分のうち、約2分間)

表示内容：全体としては、サマーコンファレンスのロゴマークの由来となっている「黄色=太陽」、「青=夏の青空と海」をベースとした幾何学模様ですが、途中ロゴマークを表示します。

3 サマーコンファレンス概要

概要：一般市民も参加可能な講演会、展示イベントの実施

平成7年から毎年(平成17年を除く)横浜で開催

日程：平成30年7月21日(土)~22日(日)

場所：パシフィコ横浜

主催：公益社団法人 日本青年会議所

後援：文化観光局MICE振興課

4 JCI世界大会の概要と横浜市への寄与

平成32年のJCI世界大会は、世界中のJC会員約2万人が集う大型国際会議です。金沢で行われた平成27年の世界大会では、経済波及効果が約15億円(*)と言われ、世界大会が開催されると、その後5年間にわたり関連会議が開催され、前回大会以上の経済波及効果が望めます。また、MICE参加者と地域の方々による人的交流が、文化、産業、人材の育成を促進する「社会的波及効果」を創り出します。そのシナジー効果により都市全体が活性化し、ひいては持続的な都市の成長にもつながります。

*世界会議に掛かった費用(ほぼすべて金沢の業者に発注)飲食費と宿泊費で合計15億円程度。



デザインの由来について

■メビウスの輪

SUMMER CONFERENCE の頭文字の S と無限マークをモチーフにして作成。

無限マークについては、公益社団法人日本青年会議所の最大の運動発信の場であるサマーコンファレンスに参加していただいた方が、それぞれ問題意識を持ち、意識変革が起こり、一歩踏み出し(行動し)地域に、そして全国に運動を広げていただく中で、様々な波及によって生まれる無限の可能性を表しています。

■黄色

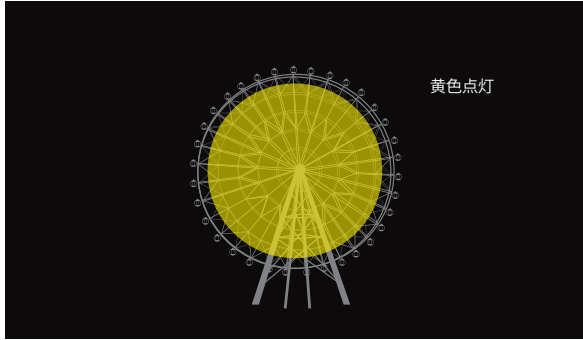
太陽(日本の事業が太陽のように照らすことを意味している)

■青

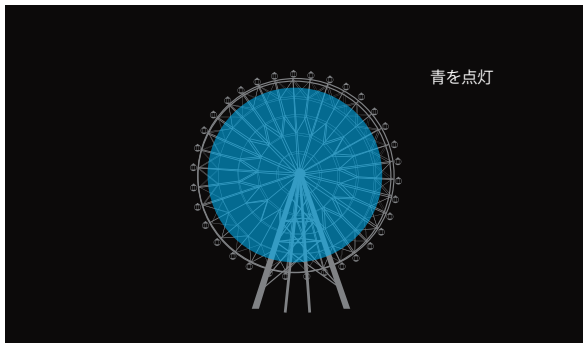
横浜の夏の青空と海

今回、横浜のシンボルマークであるコスモクロックにサマーコンファレンスのロゴマークを点灯させていただくにあたって、デザインの由来となっている「黄色=太陽」と「青=横浜の夏の青空と海」をモチーフとして使用し、私たちの想いであるサマーコンファレンス横浜での開催への「歓び」、そしてそれにご協力いただいている企業、団体、横浜市民の方々への「感謝」を表現したいと思います。

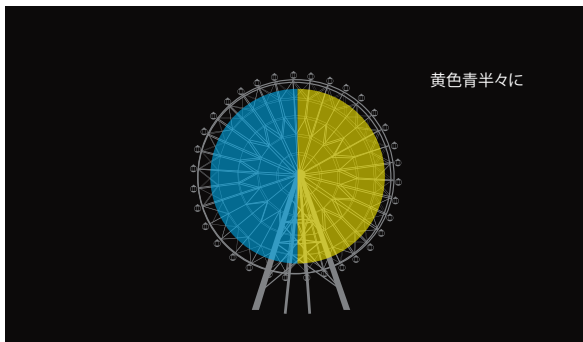
また、高い経済効果が見込まれるJCI世界会議誘致を横浜市と横浜青年会議所が一体となって行っていることをメッセージとして伝えたいと思います。



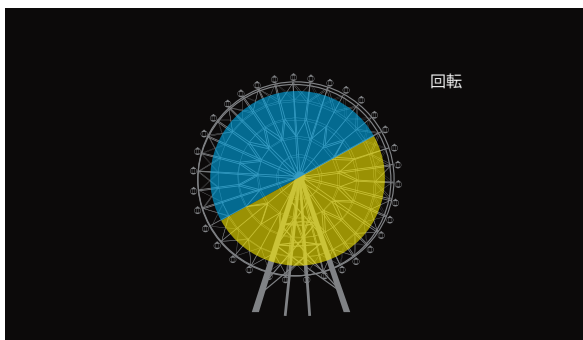
黄色を点灯
太陽=日本の事業のことを表現

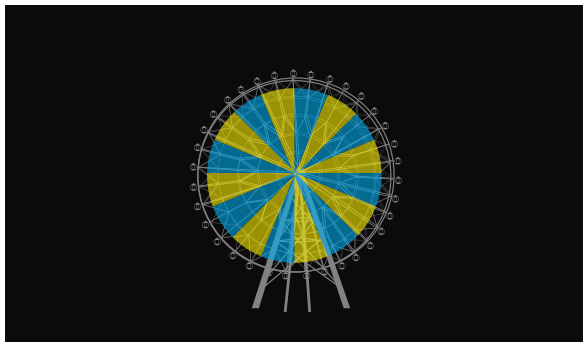
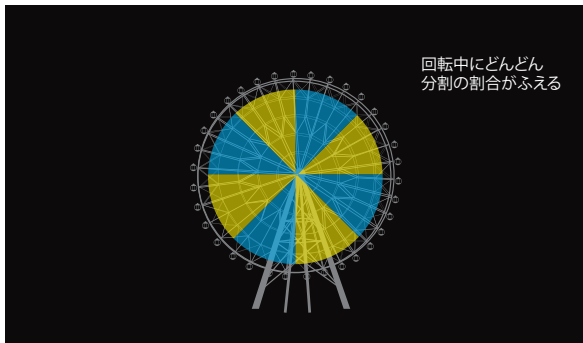
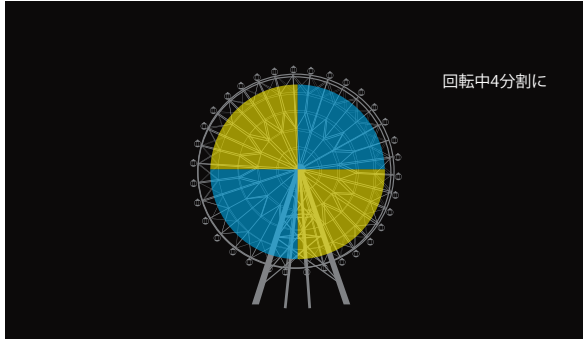
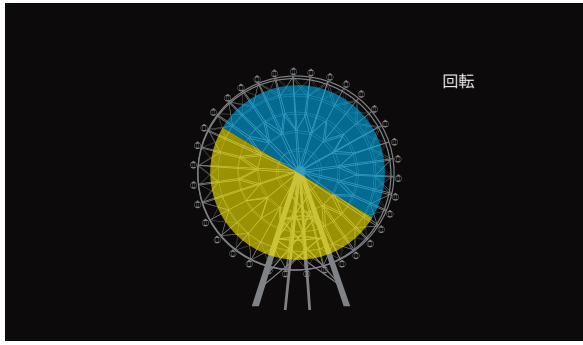


青を点灯
横浜の夏の青空と海=横浜のことを表現



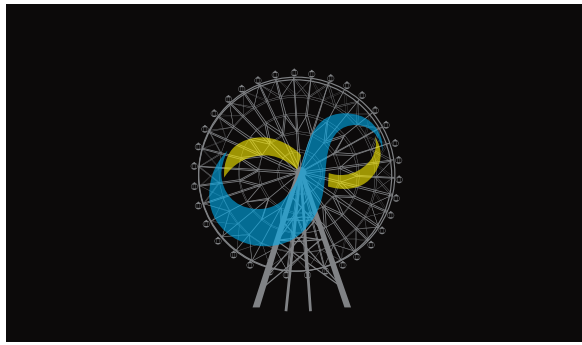
黄色(日本)と青(横浜)が半々に点灯することで、
主催(日本)と共催(横浜)の協力を表現



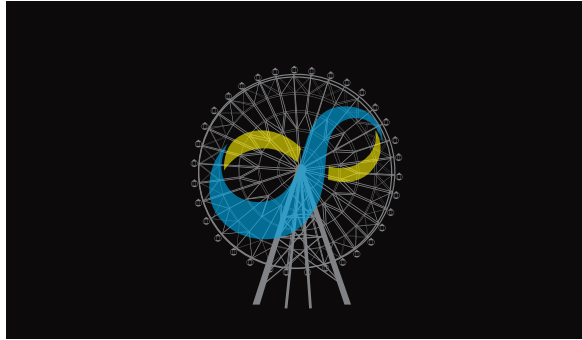


2分割で回転していたものが途中で4分割になり、その協力の深さを表現

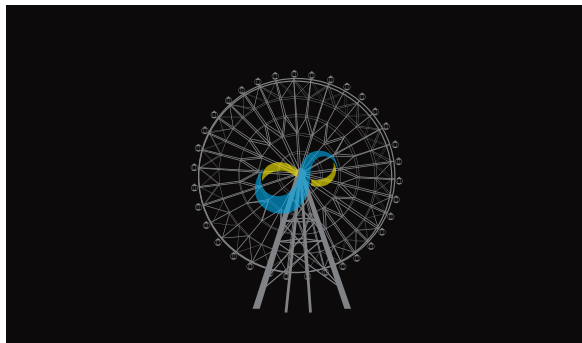
回転しながら分割の割合がふえることで、お互い事業に携わってくれた人や企業、団体のことを表現し、それが協力し合っていること表現



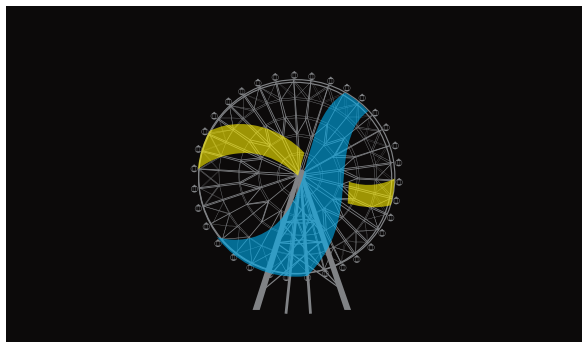
1テンポ間をおいてからロゴマークを表示し、
サマーコンファレンスの開催を表現



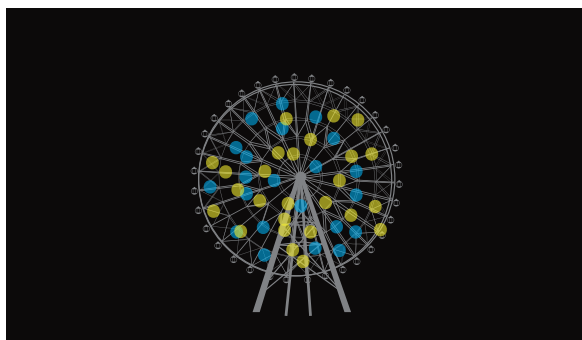
しばらく表記し…



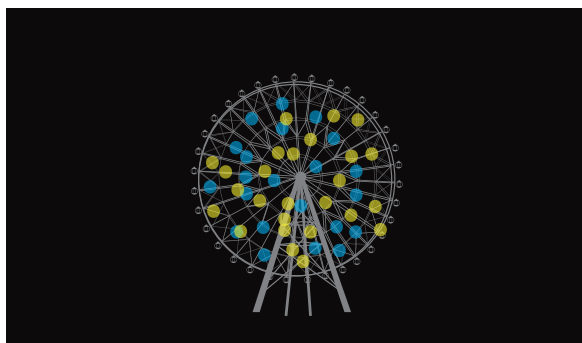
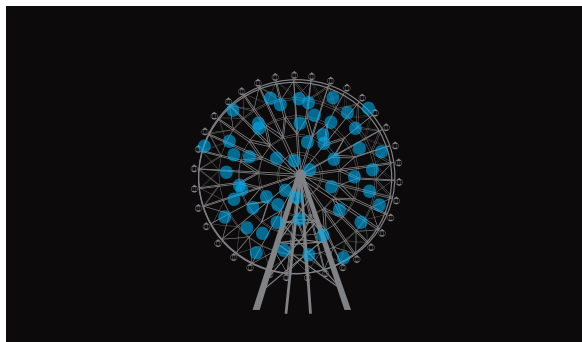
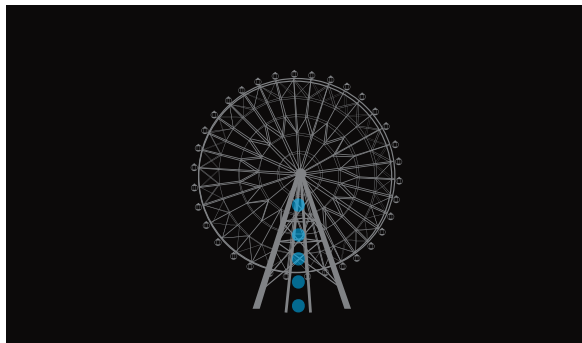
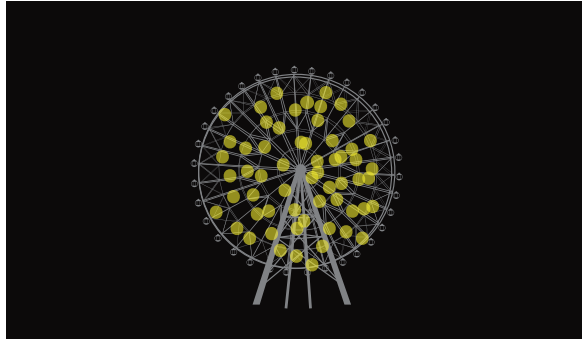
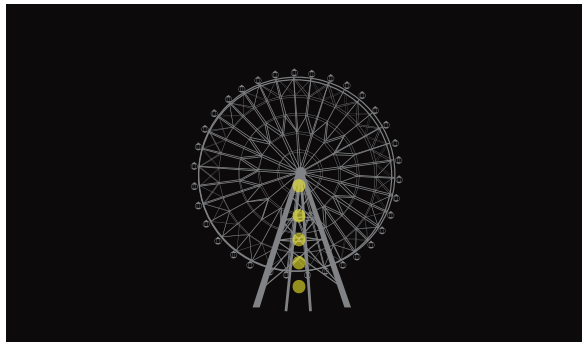
一度小さくなり



大きくなって、ズームアウトした、その瞬間…

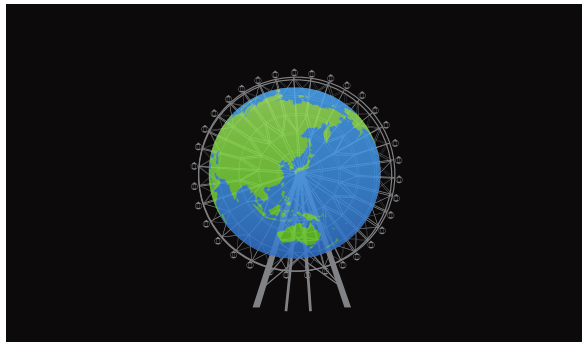


パーンと
はじけるような点灯で開催の「歓び」を表現

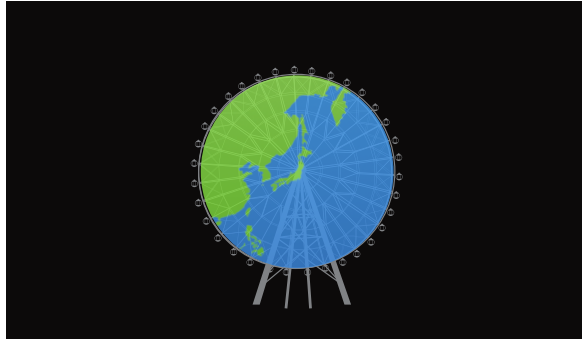


ここからは花火をイメージします。
花火は開催できる「喜び」と「感謝」の想いを、
協力して下さった「人、企業、団体、そして地元横浜の皆様」へ
向けて表現します。

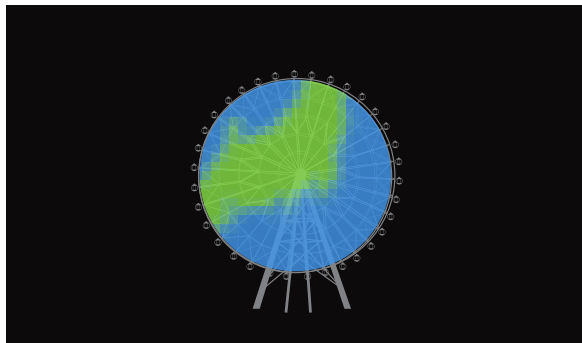
何度か花火を繰り返して最初に戻ります



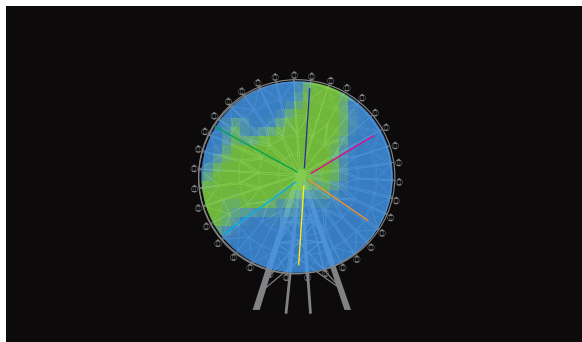
地球が浮かび上がり、誘致活動中である「JCI世界会議」のことを創出。



ズームアップしていく。(日本列島)



ズームアップしていき、横浜がアップに。



横浜から様々な色の放射線が飛び交う。
(横浜でJCI世界会議が開催され、
たくさんの人や情報が流通されることを表現)



消えて最初にもどる

報告 4 企業キャラクターを活用した遊具の新港地区内での設置について

1 概要

10/26 (金) 27 (土) 28 (日)

★横浜マラソン

横浜マラソンEXPO2018 (10/26~28)

会場：赤レンガ倉庫

主催：横浜マラソン組織委員会（横浜市や神奈川県、(公財)横浜市体育協会等）

内容：マラソン参加者の受付を行うとともに、応援者や一般の来場者にマラソンに関心を持ってもらい、本大会の盛り上がりにつながるよう、スポンサー等企業の出店ブースやステージイベントを実施。

来場見込み：延べ6万人

◎横浜マラソンEXPO2018の会場に、企業のイメージキャラクターを活用した大きな遊具（中で子どもが飛んだり跳ねたりして遊べる通称「ふわふわ」と呼ばれるもの）を設置する予定です。

YOKOHAMA 2018 MARATHON 横浜マラソン

横浜マラソンEXPO2018
ふわふわ設置イメージ

大会メインスポンサーであるENEOS（JXTGエネルギー）のイメージキャラクターである「エネゴくん」の大型ふわふわを製作し、EXPO会場内へ設置。EXPOへ来場された方のアトラクションや写真スポットとします。また、大会当日は、3km地点及び41km地点のシンボルとなります。

サイズ
H6,000×W7,200×D5,400



■ EXPO会場内やコース上に設置している看板等でも活用する予定のランニングシャツを着た図柄デザインで製作を予定しています。

横浜を走る、世界が変わる。

P.3

◎横浜マラソンの公式キャラクター

横浜マラソンでは公式キャラクターを設定していません。

しかし、大会メインスポンサー企業のキャラクターにランニングシャツを着せ、マラソンをイメージする図柄とし、様々なグッズや掲示物に掲載されています。大会のイメージアップや盛り上げ役として様々な場面で活用されています。

報告5 禁止地域における展望不可案件一覧(平成30年1月1日から平成30年5月31日まで)

番号	区名	町名	道路、鉄道又は軌道の名称		看板種別	その他
No1	港北区	日吉三丁目	東海道新幹線		広告板	
No2	都筑区	東山田町	国道466号	(第3京浜道路)	広告板	
No3	緑区	霧が丘二丁目	高速自動車国道東海	(東名高速道路)	広告板	
No4	青葉区	荏田西一丁目	高速自動車国道東海	(東名高速道路)	広告板	
No5	港北区	大倉山一丁目	東海道新幹線		壁面看板	
No6	栄区	上郷町	国道16号	(横浜横須賀道路)	広告板	
No7	戸塚区	上矢部町	国道1号	(横浜新道)	壁面看板	